



富士山（編集部）

目 次

特集 新しいステージに突入した農福連携

新しいステージに突入した農福連携	安藤光義（４）
農福連携が来た道、これから行く道	吉田行郷（７）
ソーシャルファームへの挑戦	新井利昌（18）
オランダのケアファーム：支える制度の概要と事例調査から	植田剛司、坂本清彦（27）
ドイツの農福連携とインクルーシブな社会の構築	飯田恭子（38）
穀物輸入：将来を見据えた調達戦略の再考を	三石誠司（47）
水産研究成果報告	
漁船漁業の省エネには「エコ運航」がお勧めです	明田定満（55）

〔時評〕 公的統計をめぐる問題	KY（２）
-----------------------	-------

☆表紙写真 森林鉄道（長野県木曽郡・赤沢自然休養林内 愛知分会 桑原章「立入禁止箇所に入ることなく十分に安全な場所から撮影」）
「農村と都市をむすぶ」2019年6月号（第69巻第6号）通巻第811号

公的統計をめぐる問題



毎月勤労統計の「不正」問題
厚生労働省「毎月勤労統計（毎勤統計）」
の不正調査が発覚したのは、二〇一八年十

二月である。一九年度予算編成中の問題発覚であったが、公表は遅らされ、閣議決定した政府予算案は修正、決定しなおすこととなった。国会では、野党各党がこぞって毎勤統計の不正問題を追及した。

毎勤統計は、公的統計のうちの基幹統計のひとつ。重要な労働統計である。基幹統計のひとつである毎勤統計の「不正」は、公的統計全体に対する信頼性を損ない、正確性等にも問題を投げかけるものであった。

毎勤統計の「不正」の内容

厚生省「毎勤統計」の「不正」は、第一に、公的統計について定める統計法で「全数調査」とされている従業員数五〇〇人以上の事業所の労働調査を、二〇〇四年から東京都分だけ三分の一の抽出調査としていたことである。第二に、この事実を〇四年からずっと隠してきたことである。第三に、東京都分の三分の一抽出調査を全数調査に近づけるため、一八年調査から密かに修整をかけたこと（三倍数にする）である。

毎勤統計は、こうした重大な「不正」に加えて、従業員数三〇〇四九九人の事業所の標本交替を、従来の総入れ替え方式から部分入れ替え方式（年一回三分の一ずつ

入れ替え）に一八年から変更した。

これは、三〇〇四九九人事業所の総入れ替え方式による標本交替が、標本交替前後の数値に段差が生じたこと（過去の数値を遡及訂正）から、この段差をなだらかにするというねらいがあった。

毎勤統計の標本交替方式は、内閣府の統計委員会で審議され、現行の総入れ替え方式の維持（段差は遡及訂正）が結論となっていた。それが、統計委員会の最終結論に向けた審議も経ずに、部分入れ替え方式の採用となり、疑念を生じさせることになった。

統計法と公的統計

公的統計とは、「行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計」である（統計法第三条）。

公的統計は「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」である。そのため、「適切かつ合理的な方法により、かつ中立性及び信頼性が確保される」ように作成すること（第三条二項）、「広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして」提供すること（同条三項）を義務づけている。統計をとる活動（統計作成）と統計を利用する行為（統計利用）の両方がそれぞれ実践主体に担われ、統計実践が行われる。公的統計には、作成と提供の両面での役割が求められる。その意味で、今回の毎勤統計の「不正」は、作成と提供の両面での法律違反といえる。

毎勤統計の「不正」の結果数値

五〇〇人以上事業所の東京都分を三分の一抽出としてきた「不正」を全数調査に近づけるための修整。三〇、四九九人事業所の部分入れ替え方式による標本交替、および交替時における労働者数ウエイトによる階層別標本数の更新。統計作成主体（厚労省）による一八年調査からのこれらの作為はいずれも、賃金の数値を押し上げる効果をもった。

一八年の数値のうち、特にボーナス月の六月は、現金給与総額の公表値が上昇率三・三％であった。全数調査に近づける修整（東京都五〇〇人以上の三倍数）を取り除いた再集計値は上昇率二・八％。一七年と一八年に引き続いて調査対象となった「共通事業所」だけの数値では、一・四％の上昇率であった。

毎勤統計の「不正」の背景

ここでは、賃金上昇率を押し上げようとする統計作成主体（厚労省）の作為があると疑わざるをえない。

安倍内閣は、二〇一五年度骨太の方針で「GDP六〇〇兆円」に向けた経済成長を打ちだした。その具体策の中に「統計の改善」を入れ、GDPの範疇に研究開発費等を入れこんだ。経済財政諮問会議で麻生財務相は一五年一〇月、GDP推計のもとになる「基礎統計の更なる充実」を提案、具体例で毎勤統計の標本入れ替え時に生じる「非連続な動き（数値のギャップ）」の是正を求めた。

毎勤統計は、一五年調査から三〇、四九九人事業所の標本サンプルを総入れ替えて、前回総入れ替え時（一

二年）までの遡及訂正をした。その結果、一四年の現金給与総額の上昇率は、訂正前の〇・八％から訂正後の〇・四％に半減した。標本入れ替えの三年間で転廃業などから相対的に労働条件の良くない事業所標本数が減少する。そのため、遡及訂正は賃金上昇率を低くする傾向にある。これを避けるための、一八年の部分入れ替えである。あわせて、長く隠してきた「不正」（五〇〇人以上事業所の東京都分の三分の一抽出）を、一八年から全数調査に近づけるために修整してしまおう（それも秘かに）というものであった。

統計環境の悪化と統計行政の合理化

個人情報保護や独居世帯の増加などから、特に全数調査などの統計環境は年々悪化している。

同時に、統計行政の縮減・合理化が進んで、国と地方自治体の統計専門職員数は減少しつづけている。国の統計専門職員数は二〇〇四年度六二四一人に対し一八年度一九四〇人である。特に、農林水産省は、統計情報事務所や地域センターの廃止により、〇九年度二五〇八人（本省二六五人、地方二一九九人、沖縄四四人）に対し一八年度六一三人（本省二二七人、地方三五八人、沖縄二八人）である。

政府の「不正」は正されるべきである。同時に、統計環境の悪化と統計作成体制の弱体化の中で、公的統計のあり方を統計作成主体（政府等）だけでなく利用主体（国民）の視点から見直すべきである。

（KY）

新しいステージに突入した農福連携

東京大学大学院農学生命科学研究科

教授

安藤 光義

農福連携が政策課題として脚光を浴びている。単なる労働力不足への対応という領域を超えて、新しい社会をどう構築していくかという流れをつくろうとしているようにみえる。今回の特集では「新しいステージに突入した農福連携」と題して、これまでの農福連携の歩みを振り返るとともに（吉田論文）、ソーシャルファームという新しい領域への動きや（新井論文）、オランダのケアファーム（植田・坂本論文）、ドイツのインクルーシブな社会の構築を目指した動き（飯田論文）を紹介することにした。

一連の寄稿を読んでもいただければ分かるように、産業としてみると決して強いものではない農業が、そうであるがゆえに持っている強靱さのなかに、社会を変えていくさまざまな可能性を見出すことができると言ってよい

のではないだろうか。「農業や園芸の分野では、それぞれの障害者が、個性にびったり合う仕事を見つけることができる」（飯田論文）からである。

農福連携の先駆的な取り組みは障害者福祉施設から始まった。こころみ学園は一九五八年にぶどう畑を開墾し、一九八〇年にココ・ファーム・ワイナリーを設立してワイン生産にも手を伸ばしてきた。白鳩会、協働学舎、南高愛隣会、農場たつかいむ、めひの学園などは障害者福祉施設による取り組みの草分けである。そして、二〇〇〇年前後からこうした取り組みが全国に拡がり、現在に至っている。農業サイドからの取り組みの代表は野菜の水耕栽培を行う静岡県浜松市の京丸園である。岡山農商、おおもり農園なども有名だが、多数の障害者を雇用する経営のハードルは高く、彼らの後に続く経営が次々

と出てきている状況にはないようだ。

近年、注目されるのが、障害者福祉施設からの障害者による農作業の手伝いの受け入れをきっかけとした、障害者福祉施設との相互依存関係を構築する農業生産者の急増である。「人手不足の農家・農業法人と農作業を手伝いたい障害者福祉施設とのマッチング」を地方公共団体が支援する動き―香川県はその一つのモデルが広がっている。こうした支援を行う道府県は二〇一八年現在二二にまで増加している。このほか特例子会社による企業の農業分野への進出、園芸療法に取り組む障害者福祉施設の登場など新しい動きもみられる（吉田論文）。

埼玉福興は「下請けの状況では安定はない。下請けをやめ、自分たちの事業にしていかなければ障がいのある人の仕事はもうない」「食料であれば高いか安いかわけで仕事はなくなるらない」という決断の下、農業に取り組んできた。意志あるところに道は拓ける。この取り組みに共鳴した人たちからの支援を得て経営も軌道に乗っていくことになる。有機農業を実践するN氏のアドバイスは特に貴重なものだったようだ。現在では他の事業所との連携関係を構築するまでになった（いっしょのやさしい）。「売れる作物を揃え、プロから技術を学び、仲間と一緒に収穫し、収量をまとめ、プロと同じところに出荷する、一連の農福連携形態を確立」することを目指す

ている。農福連携の本質は新井氏の次の一文が端的に示している。「障害に合わせて仕事を考え、創意工夫することで、新たな仕組みや環境をイノベーションする機会を与え、他者や組織や社会に貢献する行為」であり、「人々が共に助け合い、相互に成長発展するような仕事に組み立て：そうすることで結果的に働く本人にとっても組織にとってもさらには社会全体にとっても利益を生み出す」ことなのである（新井論文）。

埼玉福興の取り組みは社会的弱者の人たちの居場所づくりを目指すソーシャルファームの典型だが、日本の農福連携については「障がい者をはじめとする社会的弱者への支援政策に農業をどう活かすべきかという政策的議論のうえに進められているとは言えない」面が残る（植田・坂本論文）。そうした課題に気づかせてくれるのがヨーロッパで展開する社会的農業（ソーシャルファーム）やケアファームングである。

オランダのケアファームはボランティア意識の高い農家の取り組みから始まったものであり、小規模で専門化が進んでいない農家が多く存在している地域に多くみられる。障がい者には日本円で年間一九〇万円の社会保障があるという制度的な違いがあることも大きい。ケアファームでは障がい者等が「賃金を得て働く」よりも、むしろ「豊かな農空間の中で一日を過ごす場」としての

役割に重点」が置かれている。そして、ケアファームは「利用者の日常生活を支援するプログラム提供に対する報酬を受け取る」ことになっている。こうしたケアファームは、一〇〇箇所あり、利用者は約二万人にのぼっている（二〇一四年時点の数字）。オランダのケアファームの多くは「条件不利農地から転用して作られた豊かな農空間を利用し「多機能型」のサービスを提供し、障がい者をはじめとする多くの社会的弱者への「居場所」としての役割」も果たしているとのことである（植田・坂本論文）。

ドイツの農福連携はインクルーシブな社会を目指すものである。貴族や地主が所有するドメーネと呼ばれる大規模な農場が州や市町、福祉施設などに譲渡・売却されて農福連携の舞台となっており、そうした農場の数は福祉施設が運営するものだけでも一〇〇にのぼることである。フレッケンビュール農場（公益有限会社）では「依存症は体験と仕事を通じてのみ克服できるものであり、農業分野での就労はその支援にとっても適している」という考えの下、「かつて依存症を克服した人々が、依存症を克服しようとする人々を支援」している。酪農から始まった取り組みは精肉、食堂、料理のケータリング、さらには陶芸、クリーニング、引越サービス、左官業まで仕事の幅を増やし、二〇〇人程度の依存症の克服

を目指す人々が働き、共同生活を送っている。また、同農場はLEADER事業の拠点となっており、様々な人々の交流の場にもなっている。

アントニウス農場（公益有限会社）は有機農業を実践しており、酪農、養豚、畑作、園芸のほかにも食品部門、工芸部門を擁しており、障害のある人々に多様な就労の機会を提供している。また、同農場は多くの事業所とネットワークを構築しており、他の農場と生産活動を補助し合ったり、障害者が施設外で実習したり、一般就労に移行する機会を得たりするなどしている。「インクルーシブな社会に必要な、誰もがその能力をいかしてフェアに働ける仕組みづくり」を目指してネットワーク一丸となって取り組んでいるのである（飯田論文）。

農福連携は農業のメインストリームではないかもしれない。しかし、そうであるがゆえに、変革を生み出す可能性があるように思う。初発条件に恵まれていないところにこそ新しい芽が生まれ、育つのではないだろうか。そして、いまやその芽は双葉から本葉に変わり、さらなる成長を遂げようとしているのである。

農福連携が来た道、これから行く道

農林水産政策研究所 吉田 行郷

1、はじめに

近年、「農福連携」と呼ばれている農業サイドと福祉サイドが連携して農業分野で障害者の働く場をつくろうとする取組が増加してきている。こうした取組をさらに拡大させていくと、二〇一九年四月には、農林水産省や厚生労働省などの関係省庁で構成される「農福連携等推進会議」が設置され、マスコミ等からも注目を集めている。民間ベースでも、二〇一八年一月には、一般社団法人日本農福連携協会が設立され、また、都道府県でも二〇一七年七月に農福連携全国都道府県ネットワークが設立され、それぞれ農福連携の推進に取り組んでいる。

こうした「農福連携」の取組を取組主体の違いから見

てみると、①障害者福祉施設から「施設外就労」（後掲図2参照）の形で障害者が農家で農作業の手伝いをする動き、②障害者福祉施設が自ら農業を行ったり、農業法人を併設させる動き、③反対に農業法人が障害者福祉施設を立ち上げて障害者雇用を本格化させる動き、④さらには、企業が子会社を設置して農業分野で障害者就労の拡大に取り組む動き、⑤障害者に農作業に取り組んでもらうことで身体や精神の状態を良くしていくこととする園芸療法（海外ではケアファームと呼ばれている）といった取り組み方があることが分かっている¹⁾。一言で「農福連携」といっても、その取組内容は多種多様であり、取組数が拡大するとともに、取組内容も多様化してきている。さらに、取組の対象も、障害者だけを対象としていた取組が多かったのが、最近では、生活困窮者、難病

患者、ニート、ひきこもり、触法者等を対象とする取組も出てきており、取組の対象者の面でも広がりをを見せている。

また、「農福連携」という言葉が色々なところで使われるようになっていくが、この言葉が使われるようになったのは二〇一〇年頃からで、まだ一〇年も経っていないことになる。しかしながら、実は農業分野で障害者の働く場を作ろうという取組の歴史は古く、本誌の二〇一二年六月号で筆者が紹介した「こころみ学園」（社会福祉法人「こころみる会」が運営する指定障害者支援施設）が農業に取り組み始めたのは一九五八年と、今から六一年前のことになる^③。

本稿では、この「こころみ学園」以降、どのように農福連携の取組が広がってきているのか整理することで、現在、農福連携がどのような段階にあるのか明らかにし、今後、農福連携の取組がどのように拡大していくか考察することとした。

2、農福連携の黎明期の取組

障害者と農作業、家畜飼育との相性の良さは古くから認知されており、障害者福祉施設でもかなり以前から、自給自足用に障害者が園芸を行ったり、鶏等を飼ったりしていたと言われている。

しかし、障害者が農業を本格的に行った例となると、前述の「こころみ学園」で、初代の園長と彼の当時の教え子達が一九五八年に山林を開墾し、ぶどう畑を作った



＜ぶどう園の頂上から見たこころみ学園全景＞

農業を始めたのが草分け的な存在といえる。「こころみ学園」では、その後、ぶどう生産を本格化させていく中で、ぶどうをワイン用に切り替え、一九八〇年には有限会社「ココ・ファーム・ワイナリー」を別途設立してワインの生産を始めたほか、原木しいたけの栽培や野菜作りにも取り組んでいる。

続く代表例としては、一九七二年に鹿児島県南大隅町に設立された社会福祉法人「白鳩会」が挙げられる。農業に本格的に取り組むため、いち早く農事組合法人を立ち上げ、それを併設させて協力し合う形をつくりあげ、経営する農地面積は四五ヘクタール、豚の飼養頭数は八〇〇〇頭、頭に達している。その後二〇〇〇年には、鹿児島市内にも就労系の事業所を開所し、農産物の加工・販売、カフェ・レストランの運営にも取り組んでいる。

さらに、一九七四年に活動を開始したNPO法人「共働学舎」が四番目の農場として北海道の新得町に一九七八年に開設した農事組合法人「共働学舎新得農場」も、先駆的な存在で、当時だけでなく、今でもなお先進的な取組として評価されている。同農場には、障害者だけでなく、ひきこもり、ニート、難病の患者など様々な困難を抱えた人達加わり、酪農を中心とした畜産と有機野菜生産、そして生産された生乳を使用したチーズ作り

やカフェの運営を行っている。

また、知的障害者の働く場の拡大、社会進出に尽力し関係者に多大な影響を与えてきた社会福祉法人「南高愛隣会」も、一九七八年の設立時から「雲仙愛隣牧場」を立ち上げ、牛、豚、鶏の飼育、食肉加工、しいたけ栽培に取り組んできた。ただし、障害者を一般就労させることに力を入れていく過程で、畜産部門は徐々に縮小し、一九九二年には、自ら行う養豚を中止して、近隣の養豚団地や農家での実習プログラムに切り替えられている。

このほか、三〇年以上の歴史を誇る取組としては、一九八七年から障害者と共に農業を開始している北海道壮瞥町の合同会社「農場たつかーむ」（養鶏と有機野菜生産）、一九八二年に設立された富山県富山市の社会福祉法人「めひの野園」（菌床しいたけ栽培と養鶏）などが挙げられる。

これらの取組は、それぞれ形態は異なるが、いずれも障害者福祉施設による取組である点では共通している。

そして、こうした先進事例に続く形で、高齢農家の離農や工場の海外進出等による下請け作業の減少を背景に、二〇〇〇年前後から障害者福祉施設による本格的な農業への進出が急拡大していく。この中には、当初、人手不足の農家をお手伝いすることから始めて、やがて農業を自ら始めるようになった福島県泉崎村の社会福祉法

人「こころん」、福井県あわら市のNPO法人「ピアファーム」、山梨県北杜市の社会福祉法人「八ヶ岳名水会」などがある。一方で、先駆的な取組のように、当初から農業を開始した長野県小布施町の社会福祉法人「くりのみ園」や埼玉県さいたま市の「埼玉福興株式会社」、兵庫県神戸市のNPO法人「アゲイン」のようなどころもある。

3、農業サイドからの取組の出現

障害者が一人、二人、農家に雇用されたり、農家のお手伝いに入っている事例は、かなり前から散見されていたと言われている。

しかしながら、農家や農業法人が、障害者を何人も本格的に雇用する取組は、それほど多くの例がなく、静岡県浜松市で野菜の水耕栽培を行う「京丸園」が最初の先駆的な事例として挙げられる。京丸園では、一九七三年にミツバの水耕栽培を開始し、規模拡大に伴う人手不足が顕在化した一九九六年から障害者の雇用を始めている。その後、年々雇用する障害者の人数を増やし、現在では、パートも含めた従業員一〇〇人のうち二五人が障害者という農園である。障害者雇用を本格化させる過程で、二〇〇四年に法人化しており、近年では、特例子会社と障害者福祉施設と作業委託契約を結び障害者十三名

が農場で作業を行っている。

また、岡山県岡山市でも、二〇〇八年頃から、農業法人が障害者福祉施設を併設する形で、障害者の雇用に本



＜京丸園での水耕栽培の様子＞

格的に取り組む事例が増加している。具体的には、「ドリーム・プラネット」(花の苗栽培)、「岡山県農商」(ネギ、ミニトマトの栽培等)、「おおもりの農園」(いちご栽培と野菜の水耕栽培)といったところが先駆的な取組として挙げられる。

しかしながら、障害者を何人も雇用するような大きな経営を農業サイドから取り組むにはハードルが高く、こうした先駆的な事例に続く取組が次々に出てくるという状況にはまだなっていない。

こうした中で、近年は、農村における収穫期等における臨時雇用労働力の不足を背景に、後述する障害者福祉施設からの障害者による農作業の手伝いの受け入れをきっかけに、そうした障害者福祉施設との相互依存関係を深めつつある農家や農業法人が急増するという新しい動きが出てきている。具体的には、岩手県奥州市の「菅野農園」、愛知県豊田市の農業生産法人「みどりの里」、などが挙げられる。こうした農園が先進事例のように、やがて障害者の雇用まで取り組むことになるのか注目されている。

4、農家・農業法人と障害者福祉施設をマッチングさせる支援を行う地方公共団体の出現

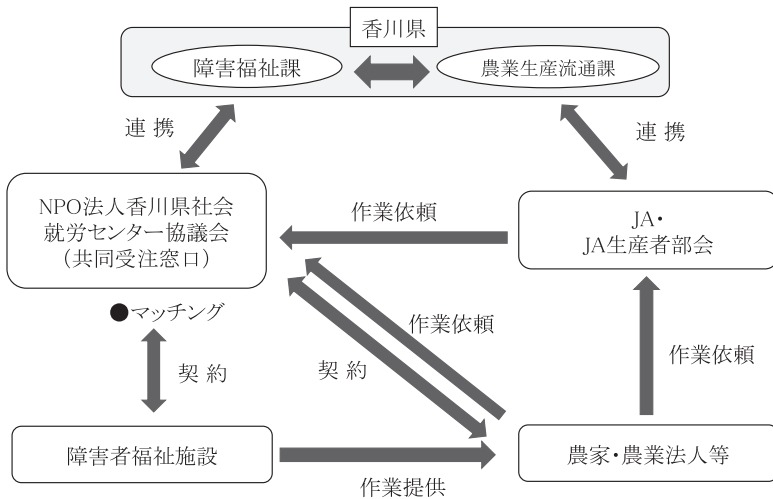
「農福連携」に対しては、農林水産省が福祉農園の整

備のための補助事業を行っているほか、厚生労働省でも、地方公共団体での支援体制構築に対して支援を行っている。現在、厚生労働省の支援事業を活用して、農福連携の支援を行っている道府県は二〇一八年現在四二にまで増加している。

しかし、そうした地方公共団体による支援の歴史はそれほど長くはなく、前述の「京丸園」と連携してユニバーサル園芸を推進する体制を整えた静岡県と浜松市の取組が二〇〇五年からであり、大阪府が障害者の働く場を農業で作ろうとしている障害者福祉施設や企業を誘致する支援を開始したのも二〇〇五年からである。その後、三重県名張市が農家や農業法人に障害者を雇用してもらうのをサポートする農業ジョブトレーナーの育成支援を開始したのが二〇〇八年であり、鳥取県が人手不足の農家と農作業を手伝いたい障害者福祉施設とのマッチングをする支援を始めたのが二〇一〇年である。

これらに少し遅れたものの、香川県では、二〇一一年から、人手不足の農家・農業法人と農作業を手伝いたい障害者福祉施設とのマッチングに取り組み、福祉サイドと農業サイドがタッグを組むことで、こうしたマッチングを全県的に行える仕組みを構築したことから注目を集めるようになった(図1)。後発の府県がこの香川県の取組から学び、類似の支援を行うようになったことか

図1 香川県による農福連携への支援スキームの概要



※ 作業工賃については、共同受注窓口が農家・農業法人等に請求し、障害者福祉施設へは共同受注窓口を通じて支払われる仕組みとなっている。

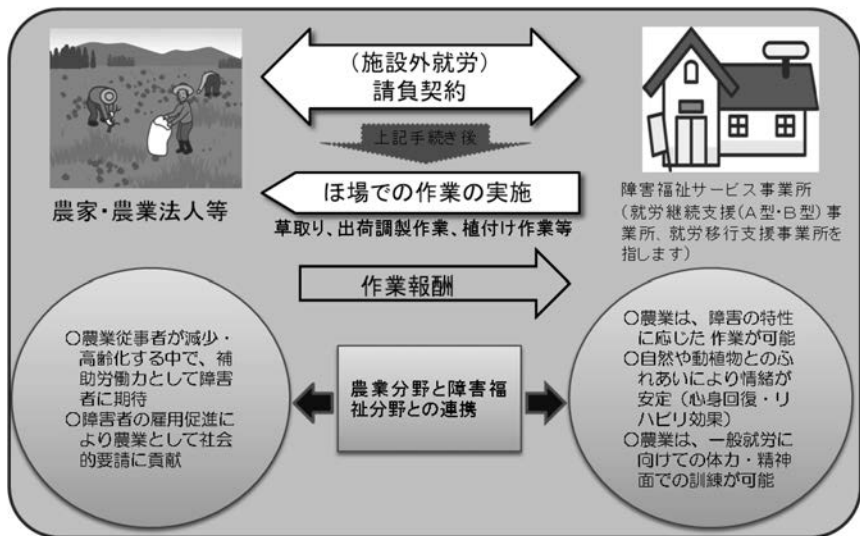
資料：聞き取り調査結果を基に、農林水産政策研究所にて作成。

ら、マッチングの支援を行う道府県は二〇一八年現在二二にまで増加している。

このようにマッチング支援が大きく広がっている理由としては、障害者を単独で農家・農業法人に派遣するのではなく、障害者福祉施設から「施設外就労」の形で障害者が農家で農作業の手伝いをする形を取ったことが大きい（図2）。農村人口の減少と高齢化を受けて人手不足で困っている農家・農業法人と下請け作業の減少などから障害者にできる新たな仕事を探したり、より高い工賃を得られる仕事を探している障害者福祉施設が出会うことは、お互いにメリットがあり、かつ農業技術をまだ習得していない障害者福祉施設も農家・農業法人から農作業のやり方を教えてもらえるし、障害者への指示出しの知見がない農家・農業法人も障害者に同行してくる障害者福祉施設の職員に作業の指示をすればいいので、始める際のハードルが低く、かつ取り組む意義を実感しやすい取組と言える。

このようなマッチングの支援が増加することで、農作業を行いたい障害者福祉施設、障害者による農作業の手伝いを受け入れたい農家・農業法人が掘り起こされ、それぞれ大きく増加している。また、障害者による農作業の手伝いの受け入れをきっかけに農福連携に目覚め、さらに次のステップである障害者雇用に進もうとしている

図2 施設外就労による農作業の請負のイメージ図



資料：厚生労働省、農林水産省「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～」より抜粋。

農家・農業法人も増えており、農作業の手伝いをきっかけに自ら農業を行おうとしている障害者福祉施設も増加してきている。

5、企業による農業分野で障害者の働く場を作る動きの出現と拡大

さらに、企業が農業分野で障害者の働く場を作る動きも、近年活発になってきている。

一九七六年に企業等に対して身体障害者の雇用が義務化されたが、当時、法定雇用率一・五％（二〇一八年四月から二・二％）を達成する企業の増加率が伸び悩む中、一九八七年に特例子会社制度^⑤が法制化された。これ以降、大企業を中心に特例子会社の設置数が増加しており、二〇一七年六月一日現在の特例子会社数は四六四社（二〇一三年の三八〇社から八四社増加）となっている。そのうち、農業分野に進出している特例子会社は少なくとも四〇社あり、大阪府泉南市で二〇〇六年に設立されたコクヨの特例子会社「ハートランド」（野菜の水耕栽培）の成功を受けて、二〇〇八年以降は、水耕栽培を中心に農業主体の会社が増加している（少なくとも特例子会社一社が水耕栽培に取り組んでいることが確認されている）。

また、伊藤忠テクノソリューションズ（株）の特例子



＜ハートランドでの水耕栽培＞

会社「(株) ひなり」が、複数の農家や農業法人に対して農作業の手伝いを行うことで障害者の働く場を確立し増加させることに成功している。さらには、農地法の改正を受けて、企業が農地を借りる形で農業を行えるようになったことから、農作業の手伝いや露地野菜の栽培を行う特例子会社も増加してきている（前者は少なくとも七社が、後者は少なくとも九社が確認されている）。

また、二〇〇六年に施行された障害者自立支援法の制定を受け、同年に企業による障害者福祉施設の第一号が認定され、以後、営利企業や生活協同組合がCSR⁶活動の一環として、障害者福祉施設を開設するケースが増加している。このような企業出資の障害者福祉施設（二

〇一七年一〇月現在、就労支援事業所一八、二八八のうち営利法人が経営主体の事業所は五、〇〇五まで増加）においても、二〇一〇年に施設園芸を中心にした生活協同組合ひろしまの「(農) ハートランドひろしま」が設立されたのをきっかけに、農業分野で障害者雇用に取り組む企業出資の障害者福祉施設が増加しており、二〇一九年現在、一七の施設を把握されている。そのほとんどが農業を主体としている点が特徴的であり、(株) クック・チャム等の出資により設立された「(株) 九神ファームめむる」が二〇一二年に設立されて、露地野菜の栽培とその一次加工によって、一年目から黒字経営を実現したことから、露地野菜に取り組む施設も多いのが特徴である。

6、園芸療法に取り組む障害者福祉施設の出現

障害者に農作業に取り組んでもらうことで身体や精神の状態を良くしていきこうとする園芸療法は、我が国では、長らく精神病院等で精神疾患の患者の治療のために取り組まれてきた。この分野での先進国オランダで取り組まれているケアファームは、農家や農業法人が障害者を受け入れて、障害者のケアを農家や農業法人が行うことで国から報酬を得るという仕組みであり、日本の園芸療法とはかなり違う仕組みとなっている。

日本では、病院に入院して園芸療法を受けていた精神疾患の患者が心身の状態がよくなったということで退院した後、園芸療法を受ける機会を失い、再び調子を崩し



＜こえどファームでの農作業風景＞

て入院してくるというケースが少なくないことから、退院後の精神疾患の患者を受け入れて園芸療法を行う障害者福祉施設が少しずつであるが出てきている。具体的には、埼玉県川越市で、二〇〇七年からこうした対応を始めたNPO法人「こえどファーム」、群馬県吉岡町で、二〇〇四年から近隣の精神病院からの退院者をグループホームで受け入れて農作業をしてもらうことを始めたNPO法人「山脈」などが挙げられる。また、新潟県長岡市のNPO法人「UNE」では、二〇一三年から生活困窮者や生活保護受給者に対して農作業による就労訓練を開始している。最近では、「UNE」のように、障害者だけでなく、ニート、引きこもり、生活困窮者などに農作業をしてもらって社会復帰を目指してもらおうという取組も増えてきており、これらも同じ範疇で語られてもおかしくない取組と言える。

7、農福連携の取組拡大の経緯から見えてくる

ニート

以上、様々な「農福連携」の取り組み方を紹介してきたが、それらの中では、障害者福祉施設から「施設外就労」の形で障害者が農家や農業法人で農作業の手伝いをする動きが、始める際のハードルが低く、かつ互いにメリットを感じやすいので、その関係が持続しやすい取組

と言える。実際に、そうした取組が近年、急速に拡大している理由もそこにあると考えられる。そして、やがては農家のリタイアを機に、その農地を預かって障害者福祉施設が農業を始めたり、あるいは、農作業に慣れて技術を身につけた障害者が戦力になるとの判断から、農家や農業法人が自ら障害者を雇用していくというのが自然な流れと言える。

しかしながら、先駆的な事例は、前述のようにそうした道を辿らず、いきなり農業を始めたり、障害者の雇用に踏み切っている例が多い。逆に言えば、そのことが先駆的な事例が素晴らしい障害者による農業を展開している、長く、それらが点的な存在のまま、後続の取組が出てこなかった理由の一つとして考えられる。

他方で、企業による農福連携の取組の歴史は浅いが、その広がりや勢いがあるのは、成功につながる取組み方が幾つか確立されていて、後続の企業がそれを参考に取組んでいることが理由として考えられる。

8、おわりに

現在、多くの道府県で、「農福連携」の取組に対して支援が行われ、まずは、施設外就労での農作業の手伝いという形で、多くの農家・農業法人と障害者福祉施設が結びつき出している。また、既に、農作業の手伝いとい

う関係から次のステップに移行し、農業に本格的に取り組む障害者福祉施設や障害者の雇用に本格的に取り組む農家や農業法人も増えてきている。

農業者の高齢化、雇用労働力の不足は進展する一方であり、今後、農作業の手伝いを通じた農家・農業法人と障害者福祉施設の結びつきが大きく増加し、その中から、農業に本格的に取り組む障害者福祉施設や障害者の雇用に本格的に取り組む農家や農業法人が出現してくる割合も加速的に増加する可能性が高いと考えられる。

また、企業による取組も、法定雇用率が今後も引き上げられていくと見込まれる中で、農村地域には、働きたいという意思があるにもかかわらず働いていない障害者がまだまだいると言われており、今後も成功事例を参考にして農業分野で障害者の働く場を作る取組が増加していくものと思われる。

注

(1) 吉田(二〇一七)を参照。

(2) 鳥取県が、障害者が実施できる農作業を掘り起こし、それを受託する障害者福祉施設とマッチングする「農福連携モデル事業」を二〇一〇年度から実施しており、これが「農福連携」という言葉が公的に使用された最初の例の可能性が高い。

(3) 吉田行郷(二〇一二)を参照。

(4) 従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務（一九九八年に知的障害者、二〇一八年に精神障害者が雇用義務の対象に追加。二〇一八年四月から、従業員四五・五人以上雇用している企業は、障害者一人以上雇用する必要）。

(5) 特例子会社とは、障害者の雇用環境を整備するなど一定の要件を満たしたと認定された会社のこと、雇用した障害者は親会社の障害者雇用の実績としてカウントされる。

(6) 「Corporate Social Responsibility」の略称で、「企業の社会的責任」の意味。

参考・引用文献

飯田恭子・香月敏孝・吉田行郷等（二〇一一）、「福祉施設における農業分野の障害者就労の実態と課題」、『二〇一一年度日本農業経済学会論文集』（日本農業経済学会、頁六四一七二）
小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝（二〇一六）、「農業と福祉の連携の形成過程に関する研究」、『農林水産政策研究』第二五号、頁一一七

田島良昭（二〇一八）、『一隅を照らす蠟燭に』（中央法規）

吉田行郷（二〇一二）、「農業分野における障害者就労の先駆け」「こころみ学園」に学ぶ―ココ・ファーム・ワイナリーとの有機的な結び付きによるワイン用ぶどうの生産―、『農村と

都市をむすぶ』二〇一二年六月号、頁一六―二五

吉田行郷（二〇一七）、「農福連携における施設・地域のつながりと組織運営」、『発達障害研究』第三九巻四号（日本発達障害学会）頁三二七―三三九

吉田行郷・小柴有理江・石橋紀也（二〇一八）、「企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出の意義と課題」、『農業経済研究』第八九巻第四号（日本農業経済学会、頁三五七―三六二）

写真

ハートランド、こえどファームの写真については、それぞれの施設からご提供いただきました。ありがとうございます。

ソーシャルファームへの挑戦

埼玉福興(株) 新井 利昌

■農業参入

埼玉福興株式会社(以下、埼玉福興)は生活寮、グループホームの運営、農業分野での障害者雇用・就労支援事業を運営し、障がいのある人等のトータル福祉として、生活ケア・就労支援を行なっている。

私たちが埼玉福興を設立した当時(一九九六年)は、障がいのある人たちの行く場、働く場所がない状況であった。当初下請けの縫製業で障害者雇用を進めていったが、その縫製業も徐々に縮小していき作業が少なくなってきたほか、障がいのある人の受け入れ人数も増えてきたため、工場部品関係、ボールペン製造等の下請け作業を手掛けることとした。

しかしながら、下請け作業である内職の受注量は安定

していなかった。また、受注できる製品の多くは製品寿命が短く、障がいのある人が作業に慣れた頃に製品が変更されてしまう状況にあった。健常者がすぐに対応できる程度の仕様変更でも、障がいのある人にとってはまた一からの作業になってしまう。

さらに企業の作業委託先の海外移転、障がいのある人の仕事は単純作業であるため、機械化へ、あるいは下請け整理など仕事我突然なくなる。徐々に仕事が無くなり、職域も減少する危惧が日増しに高まっていた。

このようななか、私たちは下請けの状況では安定はない。下請けをやめ、自分たちの事業をしていかなければ障がいのある人の仕事はもうないだろと考え、もういいやとあきらめて、スローライフで生きていこうと思ってお金がいなければ、お金を使わない生活に切り替えて

生きていこうと考えた。オリーブだと閃き、オリーブの中で、お茶を飲んだり生きていこうと思った。同時に食料であれば高いか安いかわりで仕事はなくなるらないだろうと考え、農業への実験を開始した。

障がいのある人には、永遠と変わらない仕事で、誰でもできるような手作業が理想であり、障がいのある人たちが労働力の主力になれるような農業生産のしくみ作りを開始した。

こうして食料生産という持続可能な仕事を選び、農業参入をした。

■周辺農家の協力を得ながら農業を開始

農業への企業参入は農地法の関係からか、地元には全く相手にされなかった。そこで私が個人で農家となり、障がいのある人でもできる営農システムの実験を始めた。その後、周辺農家や農林振興センター等の支援を受けながら農業生産を継続し、二〇〇七年に埼玉福興が農業生産法人（現在の農地所有適格法人）の認可を得ることができた。異業種からの農業生産法人の認可は、埼玉県で初の事例であった。

障がいのある人を主体に、土にこだわらなからず育ててきたが、種を播いても芽が生えないなど根本的な困難にぶつかった。そんななか、農業分野での障害者雇用の

パイオニアである、富山県の野菜ランド立山から水耕栽培を学んだ。

はじめて見学に訪れたさい、お互い全国重度障害者雇用事業協会（全重協）の会員であることを知った。埼玉福興の取組みに理解を示していただき、栽培ノウハウや採算に関するデータを快く提供していただいた。この視察を経てサラダホウレンソウの水耕栽培を始め、これをきっかけに就労継続支援事業（B型）にも取り組むこととなった。

露地野菜の生産を軌道に乗せるための解決策として、農業のプロに教えを乞おうと、近隣で有機農業を実践する専業農家N氏に農作業を学んだ。埼玉福興で現在主軸となっているタマネギの生産は、N氏の提案によるものである。当初は、農業の経験もないため、農業になれていかなければの時期であり、N氏が生産する無農薬の大葉の袋詰め作業のお手伝いから始まった。その後、①N氏の所有農地を利用できるようになったこと、②調製・出荷するスペースがあったこと、③N氏を通して市場出荷が可能であったこと、などの理由からいろいろな作物を作り始めることができた。しかしいろんな種類のものを作り作業が追いつかず、手に負えなくなったり、新しい作物すぎて市場にないものをつくってしまったりと、失敗を繰り返し、その中でも、障がいのある人たちでも生

産ができることと、必ず市場にあるものということ
で、タマネギ栽培を開始した。

オリーブの栽培は、スローライフを目的に開始したが、その後二〇一四年には、日本唯一の国際的なオリーブオイルの品評会「OLIVE JAPAN International Extra Virgin Olive Oil Competition」に製品「Clarice farm / Home Made Extra Virgin Olive Oil」を出品するまでとなった。二一カ国全四〇〇品が出品されたなかで、銀賞を受賞した。また二〇一六年には金賞を受賞している。

現在では、自社のオリーブだけでは果実が不足するため、他の農家からも購入しており、年間搾油量を増やしている。また世界レベルの搾油技術があるため、静岡県が生産者や県内の生産者、NPO法人から搾油を委託されるまでとなっている。

オリーブオイルだけではなく、オリーブ葉を加工したオリーブパウダーを、ハーブ店や菓子製造業者に出荷している。加工では、パティシエとの出会いをきっかけに、オリーブ茶の開発につながった。

オリーブの結実年数は、苗からで二〜三年、実生で約一〇〜二〇年であり、三年生大苗を用いても成園化まで年月を要する。採算が十分にとれない現段階では、タマネギや水耕栽培で、オリーブの取組みを支えている。将来的にはオリーブの加工やブランド化を経て、経済的に

自立した農業生産の一翼としてグリーンケアを位置付けることを目指している。

オリーブは何千年も生きる木。私たちが目標としているのは、賞を狙うことよりも、持続可能な環境をつくること、そしてグリーンケアでの高齢の障がいのある人や若年性認知症の人、精神障害者たちの「居場所づくり」という新たな理念を創ることである。そこにもソーシャルファームの我々の理念をブレンドし、世界を視野に入れながら、働きにくい人たちの居場所をつくっていくことを目指しているのである。

■農業組織

水耕栽培、露地栽培のタマネギ、ハクサイのほか、花卉やタマネギ、そして長ネギの播種・育苗の作業受託を行なっている。一般農家や福祉事業所に供給する苗づくりである。

そのほかの、特例子会社との関係構築、農業資材会社との苗事業の関係構築を紹介してみよう。

特例子会社はもともと花の事業を行なっていたが、今後の障害者雇用を増やしていくには合わない事業となってきた。ハウスをもつ就労B型で受け、販売先も固定して生産に集中できるように、仕事を受けることができたのである。

特例子会社側は花を置いてあったスペースで、新たな障害者雇用の工場を増設し、障害者雇用と就労支援事業のネットワークにより、間接的な障害者雇用を生み出すこととなった。就労B型への栽培指導など、栽培から納品までの安定した関係を生み出している。親会社は食品加工の会社であるため、玉ねぎの買取りまで関係を進めている。

農業資材会社との取組みは、お互いの資源を持ち出し、事業パートナーの関係になっている。農業資材会社のため、自動苗作り機、資材、苗などの営業活動を任せ、ハウス、人、諸経費等をシェアし合い、苗生産の安定化を共にし、農家に苗を供給することを通じて地域の農業を守り、他社とともに事業拡大をしている。

栽培は、健常者と障がいのある人の作業分担を含む作業体系が構築している。現場に健常者がいるときだけ作業するという状況をつくり出さないよう、知的障がいのある人一名、精神障がいのある人一名を現場リーダーとして育成した。健常者が実施する作業は、健常者のみが実施する作業と、健常者の支援が必要な作業に分けられる。

健常者が現場にいらなくても作業が進む体系構築を目指し、障がいのある人を作業リーダーに育成したり、機械取り扱いを指導したりすることで、健常者にできるだけ

頼らない生産体制の構築を目指すとともに工賃向上にもつなげている。

■「いっしょのやさい」ブランド形成への動き

農業が農「業」になってないのが農福連携に広く見られる課題である。現在は農福連携の「いっしょのやさい」の取組みの旗を掲げ、新たにタマネギ栽培に取り組む他事業所との生産技術面や流通面での連携構築をしている。福祉事業主体や一般農家を取り込んだ農業と福祉の連携を「いっしょのやさい」としてブランド形成をすすめている。

埼玉県では主にタマネギ、群馬県では主にハクサイである。これはタマネギ栽培のきっかけがN氏であり、ハクサイ栽培のきっかけが群馬県内の農業生産法人との出合いがきっかけで始まったことによる。

株式会社を窓口として契約した施設外就労や技術習得機会を通じて、障がいのある人の職域や活動領域の拡大や、小規模農業となりがちな福祉的就労間の連携も行なっている。一般農家とは、作業受委託関係のほか、福祉施設との施設外就労の契約を取りまとめている。

施設外就労は障がいのある人の農業技術習得にもつなげている。また、かつて農業参入時に販路の確保が課題であったことをふまえて、農業を手掛ける周辺の福祉事

業主体とのネットワークを構築し、小ロット生産となりがちな各事業所からの集荷や、農業技術指導や農業機械の無償貸与で農業参入を促している。

売れる作物を揃え、プロから技術を学び、仲間と一緒に収穫し、収量をまとめ、プロと同じところに出荷する、一連の農福連携形態を確立するのが私たちの活動の柱である。

畑をともにする福祉のスタッフや農業法人の農業のスタッフとともに交流することで、農業と福祉の仲間が生まれる。地域の有機農家への施設外就労の仕組みをつくることで、農家を助けながら、有機JASの農産物を「いっしょのやさい」で販売できるような仕組みをし、農業が衰退しないよう福祉が農業を支える仕組みもつくっている。現在では埼玉の有機農業のプロの高齢者、新規就農の農家との取組みを始めている。

しかし、「いっしょのやさい」は有機や自然栽培だけのためではない。これからの時代の変化に備えるとともに、本当はどうあるべきかの理想の農業にシフトしていくため、有機や自然栽培の取組みをスタートさせているが、慣行栽培の農家とも積極的にかわりをつくらせている。日本の食を支えてくれているどんな農家さんも我々は助けていくのである。

すべてを否定して一〇〇か〇の話を我々はしない。先

人たちがつくり出してきた日本の農業をいったんすべて受け止め、これからの日本の政策がどういう農業に進むのかの方針を受け、どこでもいけるように準備をしている。食を創りだす農家への感謝、尊敬を忘れずに。

「いっしょのやさい」は農業によるソーシャルインクルージョン（社会的包摂）である。

■新たな経済圏創りへ！

埼玉福興グループでは、累犯も含めて触法経験がある障がいのある人など、多様な人々を受け入れている。触法の有無に関係なく、身寄りがいない人や親族等に共同生活を受け入れてもらえない人、居場所や生活の場がない障がいのある人も支えている。さらにニートや引きこもり難病の人たちの相談も全国から受け、元ニートの人などを社員として雇用しはじめている。

時代は、「障害者」という枠などなくなりつつある。「働きにくい人」が二、〇〇〇万人の時代となってきたためだ。ソーシャルファームがどうしても必要になってきている。

ソーシャルファームということを特別ではない、自然なものにしていくためには、これからは地域の方々や企業と共同のイベントを作り出し、働きにくい人たちをごく自然なものとし、そのうえでどうやっていくかを考え

なければならぬと考えている。

イベントを通じ、近所での身近にある引きこもりの相談を受け、企業が障害者雇用やメンタルヘルス等課題の相談を受け、地域の課題をそれぞれが共有し、相談し合うことが重要だ。企業、地域同士の連携をもち、お互いがフォローし合いながらビジネスとして社会課題を解決していく相乗効果をしっかりと創り出していく。「いっしょのやさい」もソーシャルインクルージョンを社会の中に自然と浸透させていきたい。福祉とは社会やコミュニティの貢献であるから。

さらに「赤城おろし経済圏」という新たな経済圏構築にも取り組んでいる。この取組みはコミュニティレベルまで進めていく段階に入った。埼玉県や群馬県や、熊谷市や高崎市などの枠はもうないほうがよい。農家同士、小さな事業者同士の連携も有効だし、一市では弱い観光資源も、経済圏となり、幅を広げること、魅力的なルートができたり、小さな流通も可能になってくる。これからの人口減の時代、みんなで行動を興さなければならぬと考えている。

発言を続け、行動していると、同じような考えをもつ仲間が増えてきた。二〇一八年九月二三日には、熊谷市でGretar KUMAGAY Organic Fes 2018が開催された。今回はスタートアップオーガニックということで、

持続可能な社会にするためにどういう行動をしていくのか？ 子どもの未来のためにはどうしているのか？ ということをみんなで語り合う場とし、熊谷の市民たち、環境省と共に市民宣言が行われた。

そこに行き着くまでには、さまざまな活動をした。福祉のイベント以外にも、フラダンスのイベントや町おこしのイベント、他団体といっしょになっての販売、介護施設での地域のイベント、都会のオーガニックのフェスなど、たくさんの方で積極的に「いっしょのやさい」をアピールし、小さな飲食店などと交流してきた。こうして九月のOrganic Fesを開催するまでに至ったのである。

交流の取組みはほかにもいろいろある。たとえば、二歳児や引きこもりや子どもたちを対象にした農業の体験イベントを一年間継続して行なった。苗植えから収穫まで、地域に顔見知りができるきっかけをつくることで、外にでる場・機会ができること、子どもたちが外で農業をやることで、思いっきり外で解放させてあげること、親の知らない面をみせてあげる機会をつくること等々、さまざまな相乗効果がでるような農業体験イベントを行なっている。

イベントをやることで社会との接点を生み出す。イベントの準備、販売などを通して、障がいのある人たちが

仕事を学び、働く場となる。お客様やイベントに参加する人たちと交流することで、普通にお手伝いし合うことで、社会参加となり社会貢献となる。

こうした活動は、企業の福利厚生のもとでもなり、野菜を使っていたにいたっている企業の社員の家族や、障がいを持ったお母さんたちの団体、福祉、障害児の団体などを交えた、年中行事までとなってきた。

■福祉と農業から見えてくる世界

福祉をやり始めてから二六年が過ぎた。農業をやり始めてからでも一五年目である。私は福祉を通じて人を学んできた。私の一番の基礎である障害者雇用からは、障害に合わせて仕事を考え、創意工夫すること、新たな仕組みや環境をイノベーションする機会を与え、他者や組織や社会に貢献する行為であることを日々学んだ。そして障害者雇用の本質的なところは、人々が共に助け合い、相互に成長発展するように仕事を組み立てていくことにある。そうすることで結果的に働く本人にとっても組織にとってもさらには社会全体にとっても利益を生み出すことを知った。

日々学びながら生きていく農業からは、作物を知り、種を播き、芽が出て、収穫するまでのサイクルから自然を知り、本当の時の流れを感じている。

オリープからは、地球という視点、世界という視点、時間という視点、歴史という時間軸の視点、その国々の文化という視点を得た。資本主義という世界や、今の日本が疑問だらけであることを、福祉と農業は教えてくれたのである。

我々が農業を始めた時期にスローライフやLOHAS（ロハス）の概念が日本に紹介された。[LOHAS (Lifestyles Of Health And Sustainability)]とは、「地球環境保護と健康な生活を最優先し、人類と地球が共生共存できる持続可能なライフスタイルと、それを望む人たちの総称である。ロハスの典型的な傾向として、「持続可能な地球環境や経済システムの実現を願い、そのために行動する」、「自分の快楽、生き残りだけを追求する大量生産、大量消費型社会とは一線を画し、持続可能な自然環境と社会システムのもとで、すべての人々が共生共存できる社会を志向する生活創造者 (Cultural Creatives) たち」などが挙げられている。

地球環境や働く人たちに配慮し、地域社会に貢献しながら安定した利益をあげることを目指す埼玉福興グループでは、福祉の領域では障がいのある人にとって収入的にも課題のあるなかで、仕事の中に福祉を参画させることで、給付制度や支援者からの協力から自立した集団を確立する方向性を見出していききたい。

このような実践を進めるとともに、「福祉の中に農業」から「農業の中に福祉」への転換を意識し、働きにくい人たちも組織のなかで戦力として機能させ、共に力を合わせて、次の世代のために貢献していくことを目指す。企業運営や社会的事業の促進、福祉と農業の一体化によって、人間と社会、自然文化と歴史、地域とコミュニティが共生することの意義を、「赤城おろし経済圏」のモデルを世界に発信することで示していきたい。

□SDGsソーシャルファームへ

二〇一八年、今まで障害者雇用で進んできてきた我々としてもショックな出来事が起きた。

国が障害者雇用をごまかしていたことだ。障害者雇用で生きてきた我々はとてもショックだった。怒りではない。障害者雇用の難しさも一番わかっている身であるため、我々がもっと雇用を任されるようになっていけば、こういうことにはならなかったであろう。障害者雇用や就労支援関係は、制度の変化で企業でも制度が使えるようになり障害者ビジネスになってしまい、素人が制度ビジネスを始め、社会的に大量解雇が起き、雇用率を満たすための障害者雇用を切り売りする企業も生まれている。

逆に言えば、様々な資源が生まれて、障がいのある人

たちが、働く場を選べる素晴らしい時代にはなっていると思う。

課題なのは、日本はまだ根本的に人間性が追いついていないのではと思っている。形だけ作り、やさしさがともなわない状況な気がしている、国も国民も。

障がいのある人に顔を向けずに形だけの制度を作ったり、障害者雇用率未達成企業が納付金を納めているのに、さらに、公表などする。そこから生まれる歪みから隙間ができ、こぼれ落ちる人たちや、生まれる犯罪や虐待に結びついているのでは。

すべてを包括するソーシャルファームの時代となってきた。日本でのソーシャルファームを作り出すには、高い人間性と国の制度と、民間の力の融合が必要である。これからどういう仕組みがいいのかを国民が議論しましょうということを、テレビで宣伝するくらいのステージにしていきたい。それこそが、SDGsだと思っている。

農業には素人から農業界に入り、根本的に経済のシステムではなりたない世界であるのだと知った。そうはいっても「今」であるので、二〇一八年ASIA GAP認証を取得した。

私は農福連携こそが、日本を救う道であると行動している。障がいのある人の働くという単純な世界ではな

く、いろんな人たちが働け、居場所があり、放棄地にならないように地域を守ったり、健康を維持していくことができたり、食を見つめ直す余裕を与えたり、罪を犯した人たちも戦力になったり、農産物があるのが当たり前ではないのに、食物への感謝もなくなっている社会であることを見つめなおしたり等。

農業という地球環境と、福祉という心を加えて、社会に心の余裕を与えることで、誰も排除しない、ソーシャルインクルージョンの和の日本を創り出し、日本から世界に誇る理念を発信していきたい。

我々は農福連携でのジャパンソーシャルファームとして、まずはソーシャルファームが生まれたイタリヤやフランス等、EUとの連携を始めていきたい。

ひとりではなく、みんなといっしょに！

オランダのケアファーム… 支える制度の概要と事例調査から

京都大学大学院農学研究科

植田剛司

龍谷大学社会学部 准教授

坂本清彦

Ⅰ はじめに

日本における農福連携は、二〇一六年六月二日の閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」で重点事業に位置付けるなど国が積極的に推進する姿勢を明確にしたのに続き、二〇一七年には農福連携事業関連団体が集結して全国農福連携推進協議会を設立し、その全国的な普及が進められている。

しかしながら、現在展開されている農福連携事業の多くは、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業所（A型・B型）を活用して展開されており、そもそも障がい者をはじめとする社会的弱者への支援政策に農業をどう活かすべきかという政策的議論のうえに進められているとは言えないのも事実である。

他方、ヨーロッパでは、農業を通じた障がい者を含む社会的弱者支援の方策として社会的農業（ソーシャルファーマーミング）やケアファーマーミングと呼ばれる仕組みが一九九〇年代より普及してきた。本稿では、とりわけ先進的な取り組みが進められているオランダのケアファームの歴史的経過や支援施策を、二〇一七年六月に実施したオランダ国内調査（ワーヘニンゲン大学の研究者 J a n H a s s i n k 氏からの聞き取りおよびゲルダールランド州、ユトレヒト州のケアファームの現地訪問）に基づいて紹介し、事例調査からその具体像を示すことで、わが国の今後の農福連携事業展開への新たなヒントを提供したい。

Ⅱ オランダのケアフาร์มの概要

1 オランダにおけるケアフาร์ม発展の過程

(1) 農業者の弱者への理解とボランティア精神

オランダでは、高度な技術を駆使し先進的な高収益農業が展開されている一方、伝統的にオランダの農家には、地域社会に対する社会的責任感やボランタリー精神に溢れ、ケア活動に従事している人々が多かったという。ところが、一九九〇年代に国際的な農産物市場の競争激化を受けてオランダ農業が施設園芸や畜産など競争力の高い部門への選択と集中を進めるなかで、農業の多様化戦略のひとつとして、特に市場競争力に劣る小規模な農業経営体がケアフาร์มへと転換を図る例が増えてきた。

そうした転換が進んだ背景として、ケア施設で働いた経験をもつ農家の夫人が多く、そうした農家が自らの雇用を創り出す意識があったことと、また、ケア施設の利用者に対して、新たな日中活動の場として農場での体験を始めたことが端緒となっている (Bock and Oosting, 2010:P18)。このようにオランダケアフาร์มは、ボランティア意識の高い農家の人々によるボトムアップのプロセスを経て始まったものである (Elings et al. 2006)。

(2) 政府の役割

オランダケアフาร์มが普及した理由としては、政府機能の権限移譲や規制緩和という政治・行政改革が進められたことに加え、政府としての明確な政策目標を有していることがある。とりわけ、オランダにおける条件不利農地を多面的に活用することや、都市における農空間を都市住民の交流の場などとして活用することが挙げられる。

① 条件不利農地の多面的活用

ケアフาร์มの分布は全国均等ではなく、中央・中西部、とりわけヘルダーランド州に多い。これは、この地域には多くのケア施設とケアフาร์มに適した小規模で専業化が進んでいない農家が多く存在していることが挙げられる (Elings et al. 2006)。オランダの一戸あたりの経営面積は約二七haであるが (農林水産省、二〇一七)、ゲルダーランド州の経営面積は約一九ha (鄭、二〇一七) と経営規模が比較的小さい。聞き取り調査において Hassink 氏は「ケアフาร์มの多くは畜産と耕種の混合農業であり一〇ha以下の小規模な農業経営がほとんどである。農業生産物を販売しなくても、農作業をする機会を提供し、ひろく利用する場合でも認められている。大規模な集落型畜産や園芸農業の農業経営体 (専業プロ農家) でケアフาร์มを行っているところはほとんどない。」としている。オランダ農業は大規模・集約

化を図っているが、そのような展開が困難な農業生産上の競争力に乏しい地域において、農業の多面的な展開の一つとして、ケアファームはその数を大幅に伸ばしている。

②都市住民の交流の場

さらに、都市との交流促進への機運もオランダでのケアファームの普及に寄与している。オランダには三五〇の様々な規模の市民農園があり、年間一五〇〇万人が訪れている (Elings et al. 2006)。近年、増えている精神疾病、認知症、薬物依存、燃え尽き症候群などに苦しむ人々が都市に数多く存在しており、都市の緑空間のなかで介護・景観保全・レクリエーションなどの機能を重視したケアへのニーズが高まり、延いては農地保全、地域再生に繋がりとらわれている (Elings et al. 2006)。そうした文脈における農福連携に参加し、都市住民との交流などを通じて、コミュニケーションや信頼など新たな価値創造を期待できる。

2 ケアファームを支える制度概要

オランダの障がい者等には日本円で年間約一九〇万円（社会保障があり、日本のように障害年金（年間約八〇万円）のうえに、働くことにより経済的自立を目指す形態とは大きく異なっている。障がい者をはじめ働くこと

が困難な人に対する給付については、能力等の問題での不足部分は税金で補填し、最低保証は月一、一四〇€（一€＝一二〇円）、年間一四か月分であり、その内訳は一三ヶ月＋有給休暇一ヶ月分となる（熊田、二〇一七：P五三）。

そのため、ケアファームでは障がい者等が「賃金を得て働く」よりも、むしろ「豊かな農空間の中で一日を過ごす場」としての役割に重点が置かれている。この点について (Elings, et al. 2006) は、ケアファーム利用者の九〇％は日中、他の仕事に従事しており、利用者はケアファームでゆったりと過ごす中で、徐々に自らの資質を再発見し、人生の明確な目標を有するようになる。その結果、昼間の仕事に就けるあるいは落ち着きを取り戻し、レクリエーションや自然に触れ、病気への抵抗力も有した個人的な人になるとしている。

ケアファームは公的な健康保険等から、利用者の日常生活を支援するプログラム提供に対する報酬を受け取る。その方法は、国が保険者となる特別医療保険（AWBZ）から受け取る場合と、個別ケア予算（Personal Budget（PGB））を通じてクライアント（利用者）から直接受け取る場合がある。いずれの方法であっても、ケアファームは通常の農家よりも、農生産に加算した価値を創造しており、より多くの収入を得ている（Bock

and Oosting, 2010:P18)。

真野 (二〇一三) によると、A W B Z は全国民を対象とする強制保険であり、一年を超える医療・介護等を対象とし、オランダの医療支出の四四％を占める。保険者は国であり、実質的な事務は全国に三二あるケアオフィス (care institutions) が担っている。

H a s s i n k r a (二〇〇七) によると、一九九〇年代の発足当時のケアファームは、公的なケア事業者として認定を受けることが補助金の支給要件とされていた。

認定権者であるケアオフィスの理解を得ることが困難であり、ケアファームの数は増えなかった。二〇〇三年に施設選択権を個人に付与する個別ケア予算 (P G B) が設定され、ケアファームはケアオフィスを通さずに直接、利用者と交渉することが可能となり、数多くの多様なケアファームが設立され、利用者の待ち時間も大幅に少なくなったという。さらに、保険制度の分権化による支給決定権を国から地方政府に委譲する社会支援制度 (W M O) により、地域の実態に即した展開が可能となった。

そうした状況を受け、H a s s i n k 氏によれば、ケアファームの「設置数は一九九八年の七五箇所から二〇一四年では一、一〇〇箇所と飛躍的に拡大し、約二〇、〇〇〇人がケアファームを利用している」こと、なかで

も「酪農の形態が極めて多く、設置数も年々増えている。

一方、園芸の設置数は横ばいである」という。さらに、同氏は「一九九九年、国によるサポートセンターが一〇年間の時限措置により、農業省と厚生省からの助成により創設され、予算額は五〇、〇〇〇ユーロで、ケアファームに関する様々なデータベースを構築して、設立に関する指導や相互の情報交換を行い、ケアファームの発展に大いに貢献した。また、『権限移譲』と『規制緩和』が進む中、現在ではケアファームは設置数よりも質・プロフェッショナルを育成することに力を入れている。」という。

また「医療保険による支援制度であり、日本のように知的・精神等の障がい者に限定することはなく、高齢者、薬物依存者、長期失業者、自閉症の子供など幅広い利用が可能となっている。二〇〇〇年の初期は知的、精神障害者が多かったが、知的障害者の割合は年々減ってきており (精神障害者は横ばい)、一方、認知症の高齢者や不登校、薬物中毒などの青年層が増えてきている。

また、近年、特に認知症の人を対象としたケアファームができています。今まで高齢者、認知症の人たちは、在宅でケアされていたが、外に出て活動するのが大事であることが認識されてきた。特に認知症の方は畑仕事を好み、デイケアとして、部屋のなかでコーヒーを飲みゲー

ムを行うのを嫌う方が多く、外での農作業は適している」ことを同氏は指摘する。

Ⅲ ケアファームの事例調査について

1 事例調査について

Bock はか（二〇〇三）は、ヨーロッパにおいて展開しているソーシャルファーム等については、三類型に分類することができ、農作業を自らのペースでこなすことから積極的な生産活動への従事まで農業の多様な効果を体感する「多機能型」、農作業でなく健康回復を主眼とする「パブリック・ヘルス型」、失業者や薬物依存者など社会的弱者の復帰の場等としての「ソーシャル・インクルージョン型」があり、それぞれオランダ、ドイツ、イタリアを筆頭に普及してきたが、近年、ヨーロッパ全域に相互に広がりを見せている。本稿では、オランダでの現地調査からこの三類型の特徴をよく表す四事業所を紹介する。

2 事例調査

(1) Hoeve Klein Mariendaal（多機能型）（第1図）

「多機能型」は、ケアファームの代表的な形態であり、医療保険の対象者となる障がい者や認知症高齢者など、多様な社会的課題を持つ人たちが利用している。Hoeve

Klein Mariendaal¹⁾は、朝九時頃に来所してから、お茶を飲みながら歓談し、今日一日の農作業の内容などを自ら決め、夕方までの時間を自らのペースで一日ゆったりと過ごす「居場所」としての機能が中心であるが、それぞれの能力に応じて過ごす中で、精神的な安定をはじめ生活のリズム、自信の回復、就労意欲など農の多様な効果が発現している。

Hoeve Klein Mariendaalはアーネム市に所在し、農地面積は約5haである。運営にはHassinck氏が関与している。以前の農業者が亡くなり担い手がおらず二〇〇三年頃から遊休化していた農場を、同氏が中心となって基金を設立して購入して、ケアファームを開設した。

アーネム市の国立保護区域にあり、酪農は許可されないため、耕種農業が行われている。建物の建築や施設整備の費用は基金を活用した。農産物は予め登録している四五名ほどの顧客や契約レストラン等に販売されている。施設内にもカフェレストランがあり、企業の会議や地域の人も利用されており、ファームの農産物の販売も行われ、開かれた事業所となっている。年間事業収入五〇万€のうち農産物の販売による収入は一〇万€、二〇%である一方、ケアサービスの収入は四〇万€、八〇%にのぼる。

利用登録者は九〇名であり、一日あたり平均約二〇名

第1図 Hoeve Klein Mariendaalの農場風景



が利用している。スタッフは一〇名（常勤二名、ボランティア八名）である。ゆったりと過ごすことも含めケアファームで生活を送ることで、例えば、知的障がい者は就労機会の獲得など社会との繋がり、認知症高齢者には生活改善、児童には学校終了後の居場所となることなど、多様な効果が創出されている。

(2) Border Paradys（多機能型）（第2図）

バルネフェルト市に所在し、農地面積は約一七haである。農地は六〇年間農業経営をしていた農家が後継者不足のため、二〇〇五年に現在のケアファーム運営者である夫妻が承継した。

スタッフは八四名で、ソーシャルワーカー二四名（常勤五名、非常勤一九名）とボランティア六〇名から構成されている。

畜産と耕種の複合経営（耕畜連携）に加え、農畜産物や加工品販売を展開している。調査対象の四ケアファーム中、最も本格的に農業を行っており、畜産（鶏六〇〇羽、豚八〇頭、牛・馬一〇頭）のほか四〇種類の野菜やいちご等を有機栽培しており、敷地内の有機農産物直売所やレストランに出荷している。事業収入は一一〇万€、うち五〇%が農業収入で、五〇%がケア収入である。

登録している利用者は一六五名（高齢者…三三名、障がい者…四〇名、子ども…九〇名）、一日二〇名〜二五

第2図 Boarder Paradijsの農場風景



名が利用している。利用者の障がい、知的障がい、精神障がい、ADHDなど多様で、週五日、家畜の餌やり、野菜栽培などの農作業をする。子どもたちは週末の通いである。当初は自閉症の子どもを中心にケアして来たが、高齢者もケアするようになり、子どもたち、高齢者などの居場所ともなっている。

ケアファームの開業時間は朝八時から、終業時間は自由になっている。

(3) Hoogbroek (パブリック・ヘルス型) (第3図)

リンデ市に所在し、農地面積は二・一haで、オランダの農家の平均耕作面積約二七haの十分の一以下である。農家が経営し、農地は自己所有である。先祖代々農業をしていたが、ケアファームに転換した。最大の特徴は、農業はしているが、販売はなく、農業の景観・農空間を市民に提供していることである。事業を運営する農家はガーデナーに徹し、ファームは適切に手入れされ、良好な農空間は人々の癒しの環境になっている。施設建設費の五〇%（一〇万€）を慈善団体からの寄付金で賄っている。また年間事業収入は六〇万€であり、すべて医療保険からである。利用者は約一〇〇名、一日の利用者は二五名程度であり、認知症高齢者、自閉症、精神障がい、学校にいけない子ども（ひきこもり）など多様である。スタッフ二名は常勤、ボランティア七名である。

第3図 Hoog-broekの農場風景



また、一〇〇名という多くの利用者がいることについては、セラピーに特化した充実したケア内容が評価されているのではないかとしている。

ケア収入で事業を十分に賄えているが、日常の業務の段取りや、ボランティア等のスタッフの確保に非常に労力がかかるとしている。

就労支援や認知症の方々へのケア等は外部の専門家と連携して行っており、ケアファームとしては、高齢者、障がい者の快適な居場所の提供に徹している。

4 図 (4) Food for Good (ソーシャルインクルージョン型) (第

ユトレヒト市内に所在しNGO団体が運営している。都市公園をコミュニティガーデンとし、様々なボランティア団体(環境、福祉、生物多様性など)と連携してケアファームを運営している。都市公園を賃借していて、面積は七、〇〇〇㎡である。

登録している利用者は五〇〇六〇名であり、毎日五名から一五名が利用している。利用者は、認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者をはじめ特徴的なのはホームレス、ストリートチルドレン、受刑者など、多様な背景を持つ人々である。支援者六名は全てボランティアである。

農業生産と農産物販売は行うが、収入の大半はチャリ

第4図 Food for Goodの農場風景



ティと社会保障による。事業収入は年間で一八万€で、その内訳は九万€がユトレヒト市をはじめとする公共団体からの社会保障（社会統合プログラム、高齢者プログラム、PGB）関係の補助金、八€万がチャリティー、農産物販売等は一万€である。

ケアファームは地域の人すべてに開かれており、近隣住民がボランティアとしてケアファームの仕事を手伝う。一〇の組織（病院、ホームレス支援、ストリートチルドレン、障がい者支援、矯正施設、保護施設等）とネットワークを構築して活動している。都市公園を農園として管理し、コミュニティの場所としている。このような「都市型ネットワーク」ケアファームによって地域の社会的価値を創出することを提示し、このような活動に政府が資金を出すように働きかけている。

Food for Goodは、都市公園を活用し多くの人・組織が関わった、ケアファームとコミュニティガーデンを融合した新しい形を示している。多様な利用者を支援するため、ボランティアとともに行政と連携し、地域の新しい価値創造を行っている。新たな都市公園の在り方を提示するとともに、新しいケアファームの創造につながる試みである。

Ⅵ 考察（ケアファームから学ぶ）

1、国としての政策が明確である

条件不利地における農業の多目的展開や都市住民の交流の場としてケアファームを普及するという明確な政策目的の下に、国支援センターを設立して育成指導を行うとともに、設置にむけた柔軟な対応ができるよう、認可権限を国から市町村へ、選択権もPGBという形態で利用者に委譲することなどにより、一九九八年七五箇所から二〇一四年には一、一〇〇箇所へと大幅に増加した。

2、幅広い社会的弱者が利用

PGB等、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じて柔軟に適応しうる社会福祉財源に依拠することから、障がい者のみならず、認知症高齢者・ひきこもり・生活困窮者・受刑者など幅広い社会的弱者の利用が可能となっている。日本の農福連携事業の主流が、活用可能な支援施策制度が障害者総合支援法に基づく障がい者等の就労支援の枠組みの中で展開されていることとの大きな相違である。

また、高度な専門知識・スキルを持つ非常勤スタッフやボランティアの参画・活用により、多様なニーズを持つ利用者が適切なケアを受けることが可能となってい

る。

3、「居場所」など多様な形態

ケアファームにおいて、利用者は充実した社会保障制度により、「働く」ことは要件でない。オランダのケアファームの多くが、条件不利農地から転用して作られた豊かな農空間を利用し「多機能型」のサービスを提供し、障がい者をはじめとする多くの社会的弱者への「居場所」としての役割も果たしている。また、それ以外にも、セラピー等の知識を持つ外部の専門家と連携しながら充実したケアを提供し、高い評価を受けて多くの利用者を確保している「パブリック・ヘルス型」の例や、薬物依存、受刑者など社会的に課題のある人々の復帰の場としての役割を果たしている「ソーシャルインクルージョン型」の例など、多様な形態がオランダ国民の支持のもとに存在している。

今後のわが国の農福連携についても、オランダのケアファームなどの取り組みを参考にして、これまでの障害者就労支援の枠組みを超えて、社会的に課題を有する多くの人たちが農の効果を享受できるよう、多様な展開を可能にする施策が推進されることを期待したい。

第2表 ケアファームの比較表

類型	多機能型		パブリック・ヘルス型	ソーシャルインクルージョン型
名称	(ゲルダールランド州) Mariendaal	(ゲルダールランド州) Paradijs	(ゲルダールランド州) Hoog-broek	(ユトレヒト州) Food-For-Good
規模 ha	5	25	2.1	0.7
農業収入 (割合%)	10 万 (20%)	55 万 (50%)	0 (0%)	1 万 (6%)
PGB 等	40 万	55 万	60 万	} 9 万
市補助	-	-	-	
寄付	-	-	-	8 万
収入計(€)	50 万	110 万	60 万	18 万
利用者 (障害種別)	90 (知的障がいが主)	165 (知的障がい、精神障がい、ADHD 等)	100 (認知、精神障がい、引きこもり等)	50 (知的障がい、ホームレス、受刑者等)
スタッフ	10 (常勤2、ボランティア8)	84 (常勤5、非常勤19、ボランティア60)	9 (常勤2、ボランティア7)	6 (すべてボランティア)
備考	遊休農地を活用 耕種農業	継続困難な農家より引き継ぎ 耕畜連携 野菜・いちごの有機農業	農家が経営 収入60万€はすべて医療保険。	都市公園を賃貸、多様なNPOとのネットワークあり(環境・生態系等)

1 「引用文献」

熊田芳江 (二〇一七) 「オランダのケアファームに学ぶ」 ノーマライゼーション三月号、五二―五四

鄭玉姫 (二〇一七) 「オランダ混合農業地域の農家におけるケアファームの運営とその意義」『立教大学観光学部紀要』一九：六六―七七

Bock, B. B. and J. Oosting (2010) “A classification of Green Care Arrangements in Europe” in Dessen, J. and B. Bock (Eds.). The Economics of Green Care in Agriculture. Loughborough University, 15-26

Elings, M. and J. Hassink (2006) “Farming for health in the Netherlands” in Hassink, J. Dijk, M. van, (Eds.) Green-Care Farming across Europe and the United States of America, 163–179

Hassink, J., Ch. Zeartbol, H.J. Agricola, and J.T.N.M. Thissen (2007) “Current status and potential of care farms in the Netherlands” *NJAS-Wageningen Journal of Life Sciences*, 55 (1) : 21-36

〈本稿は『農福連携事業による「効果」の実証について(公募研究シリーズ75)』(全労済協会)をもとに、加筆修正したものである〉

ドイツの農福連携とインクルーシブな社会の構築

農林水産政策研究所 飯田 恭子

1 ドイツにおける農福連携の舞台

ドイツのカッセル近郊にあるフランケンハウゼン農場は、一四世紀から続く農場である。カッセル大学のホームページによると、一九世紀末には羊と乳牛が飼育され、ジャガイモが栽培され、農産物はカッセルで消費されていた。農場では三〇人が暮らし、働いていた。一九七〇年代に農場は麦と甜菜の集約的な生産へと転換し、農場では三人が作業するのみとなっていた。

農場はヘッセン州の所有となり、一九九八年にカッセル大学の付属農場となった。カッセル大学は一九八一年にドイツで初めて有機農業学講座を設置した大学である。三二〇ヘクタールの農地を有するこの農場の使い方を考えること、それがカッセル大学で筆者が取り組んだ

最初のプロジェクトであった。

農場を訪ねると、大きな屋根のかかった古い木組みの母屋がたたずんでいた。軒下にはツバメが飛び込んでいく姿がある。周囲を見回すと、どこまでも麦畑が広がっている。筆者の所属する研究室は、農場の利用計画を策定するコーディネートを任されていた。付属農場の経営には、どのような組織形態が適しているだろうか。地域社会とのつながりは、どうすれば再構築できるだろうか。そのような問いを抱きながら、研究室のメンバーはドイツ各地で有機農業を営む農場を巡った。

ドイツ各地の農場を歩いて気付いたことは、どの農場でも障害のある人々、または長期的に失業している人々が働いていることであった。ある農場では、障害者が牛や馬の世話をしている、子供たちが中庭で遊んでいる。

他の農場では温室の日だまりの中で、若者のグループがコンテナを囲んでタマネギを選別している。また、乗馬クラブが併設された農場では、障害者が乗馬服をまとった人にワインやチーズを販売している。その直売所の隣には高級レストランもある。

ドイツにはドメーネ (Domäne) と呼ばれる、貴族や地主が所有する大規模な農場が各地にある。それらが州や市町、福祉施設などに譲渡・売却されて、農福連携の舞台となっている。ドメーネには地域の歴史を物語るレトロ建築がある。白壁の美しい木組みの建物、赤レンガ造りの建物、石畳が敷かれた中庭が、近代的に改修され、使われている。

共同生活の住居にはダイニング、庭、小さな舞台のある音楽室、工芸工房、集会スペースがある。直売所には野菜、肉、チーズ、蜂蜜、パン、菓子が並ぶ。レストランやカフェ、牧場、乗馬場は、地域の人々の交流の場となっている。ドメーネは四〇〇ヘクタール位のまとまった農地を持っている。有機農業を営む畑では、麦に混ざってヒナゲシの赤い花、矢車草の青い花が咲いている。春には牧場を縁取るように桜やリンゴの花が咲き、初夏から秋にかけては牛や羊、山羊が放牧されている。本稿で後述するアントニウス農場の農場長のリンツ氏によると、ドイツにはこうした農場が、福祉施設が運営するだ

けでも一〇〇は存在するという。

本稿ではドイツの農福連携に関して、ヘッセン州にある二つの農場の取組について紹介する。その内容は二〇一八年に実施した調査に基づいている。また、二〇一九年に農林水産政策研究所の吉田行郷、藤田義紀、筆者が企画運営に関わりながら、二つの農場の農場長を講師としてお招きし、農林水産政策研究所シンポジウム「農福連携シンポジウム―国内外で進展する多様な農福連携の取組」を開催しており、その配布資料も参照している。

2 フレッケンビュール農場・Hof Fleckenbühl

(1) 農業を通じた依存症の克服支援

フレッケンビュール農場はマールブルク近郊のケルベという町にある。カッセル市がこの農場を所有していたが、使用されていなかった。一九八四年にベルリン市民が子供と一緒にこの農場に移住し、依存症克服のための就労と共同生活の場を開設したことが、農福連携の出発点である。現在、農場は法人化されて「公益有限会社フレッケンビュラー・ホフ・フレッケンビュール農場」となっている。

ドイツの公益有限会社は、税務署が公益法人として認めた有限会社であり、税の優遇を受けている。財団法人やNPOに似たフェアラインなどが、公益的な事業で製



写真1 フレッケンビュール農場の中庭

(写真提供 公益有限会社フレッケンビューラー・ホフ・フレッケンビュール農場)

造・販売、サービスの提供をするにあたり、公益有限会社を別途設立することが多い。フレッケンビュール農場の母体組織の「フレッケンビューラー」は、フェアラインの法人格を持つ。

フレッケンビュール農場では、かつて依存症を克服した人々が、依存症を克服しようとする人々を支援している。公益有限会社フレッケンビューラー・ホフ・フレッケンビュール農場取締役のシュライヒャー氏は、次のように話している。

「アルコールや薬物の依存者を理解できるのは、依存者だけである。生活条件に問題がある場合に依存症になることが多い。農場はかつての生活を遠ざける、安全な避難所である。依存症克服の支援とは、依存者が自ら病気を認容し、問題と向き合えるように手助けすることである。依存症克服の目標は、どのように依存に対処するかを学ぶことにある。依存症は体験と仕事を通じてのみ克服できるものであり、農業分野での就労はその支援にとっても適している」

設立当初からフレッケンビュール農場は有機農業で酪農と畑作を営んでおり、搾乳された生乳を用いて伝統的な技能で高品質なチーズを製造している。また、一七〇ヘクタールの畑で栽培された穀物は、パンと洋菓子に加工されている。農場の母屋は美しい木組みの建物で、農

産物とチーズを扱う直売店が入っている。カフェでは新鮮な生クリームを使ったケーキを味わえる。農場のセミナールームでは依存症克服支援セミナー、地域や学校の行事がしばしば開催され、中庭では若者が集い、子供が遊んでいる。

一九九〇年以降に農場の六次産業化が加速し、現在では精肉、食堂、料理のケータリングも手がけている。その他にも陶芸、クリーニング、引越サービス、左官業の仕事に就ける。この農場では二〇〇人程の依存症の克服を目指す人々が働き、共同生活している。

農場の母体組織である「フレッケンビュラー」は、二〇〇三年にヘッセン州内に二つの新しい拠点を整備している。フランクフルトでは農場の麦を使用するパン屋とカフェをオープンさせ、農場の農産物を使った料理のケータリングもしている。周辺の飲食業と連携しながら、依存症克服を目指す人々の社会復帰を支援している。また、ライムバッハという村では依存症の克服を目指す青少年が、共同生活しながら園芸を体験できる青少年の家が整備されている。ここでは、職業訓練学校に通うこともできる。

(2) 農村振興の拠点となる農福連携

フレッケンビュール農場はEUのLEADER事業の拠点となっている。LEADERとは「農村経済発展の

ための活動の連携」という意味のフランス語の略語である。LEADER事業の目的は、農村地域に多様な仕事を創出し、都市と農村の経済格差を是正し、農村の過疎化を防ぐことである。LEADER事業ではボトムアップの手法をとることが特徴的である。農村地域のステークホルダーが、行政、市民組織、民間のセクターを超えて連携し、ローカル・アクション・グループを結成する。

フレッケンビュール農場ではLEADER地域ブルクヴァルト・エダーベルクラントのローカル・アクション・グループが頻繁に会合を開いている。このグループはこれまで約三〇年間にわたり、持続可能な地域発展にむけたプロジェクトに取り組んできた。例えば、再生可能エネルギー地区の推進、地域通貨の導入、少子高齢化社会の自助ネットワーク構築、多文化共生、森林と農村の生物多様性を保全したグリーン・ツーリズムを手がけてきた。現在は、気候変動対策として自家用車利用を削減すると同時に、自家用車を持たない交通弱者が食料品を調達したり、医療機関を訪れたりできるよう、スマートフォンを使った自家用車の乗り合いシステムを開発中である。

フレッケンビュール農場では、二〇一八年にヘッセン州内のLEADER地域の合同事業「持続可能な行動」

会議が開催された。この会議では講演会、パネルディスカッション、ワークショップが開催された。ワークショップのテーマは「エコロジカル・フットプリント」、「持続可能な発展と官民連携」、「地域循環型の食料需給」、「持続可能な農村のモビリティ」、「気候変動対策と地域通貨」、「福祉・ビジョン・効果—変化をもたらす市民運動と実験」などと多様である。

筆者が会場の人々に参加の動機を尋ねたところ、自らが実施する取組を紹介して仲間を集り、情報交流することと期待が寄せられていた。参加者は、麦わらを活用した断熱材を開発する建築家、農地の生態系保全を研究する大学教授、農業分野のバイオマスを利用して燃料電池用の水素を製造する設備を開発する技術者、地方公共団体の広報担当者、スローライフを提唱するセラピストなど多様であった。

この会議は早朝から夜間まで二日間わたって続いた。農場の食堂では自家製の農産物、チーズ、パンを使った昼食が提供され、休憩時間にはコーヒードリンクと自家製ケーキが用意された。会議の後は夕食会があり、映画、舞台、ダンスが深夜まで続いた。フレッケンビュール農場で働く依存症克服を目指す人々が、ボランティアの若者たちと一丸となって、約三〇〇名が出席する会議を運営する姿はとても印象的であった。

3 アンントニウス農場 - antonius Hof

(1) アンントニウス・ヒューマン・ネットワーク

聖アントニウスは一九〇四年にドイツのフルダ市でキリスト教を信仰する市民が設立した福祉施設である。農場長のリンツ氏によると、アントニウス農場では設立当初から自給のための農業が行われている。一九八八年に農場は有機農業に転換し、一九九四年にはフルダ市内のハイムバッハ地区に新拠点を整備している。

アントニウス農場は、公益有限会社聖アントニウスの農業部門である。聖アントニウスの母体組織は、公益財団法人聖アントニウス財団である。聖アントニウスは「アントニウス・ヒューマン・ネットワーク (antonius-Netzwerk Mensch)」という屋号を持っている。

アントニウス農場は主に酪農と養豚、畑作、ジャガイモの生産・加工を営んでいる。また、有機農産物や乳製品、精肉、パン、菓子、飲料、オーガニックコスメを販売する有機食品専門店を営んでいる。一方、聖アントニウスの園芸部門は、トマト、ホウレンソウ、ニンジン、タマネギなどの野菜を温室と露地で栽培し、その他にもスグリなどのベリー類とリンゴを栽培している。

聖アントニウスには食品部門もあり、学校と幼稚園の給食、農産物の加工、食堂、カフェテリア、パンと菓子



写真2 アントニウス農場の畜産

(写真提供 公益有限会社聖アントニウス)



写真3 アントニウス農場のジャガイモの加工

(写真提供 公益有限会社聖アントニウス)

の製造を手がけている。工芸部門には木工、陶芸、テキスタイルの工房がある。これらの部門が連携して、障害のある人々に多様な就労の機会を提供している。二〇一五年以降、聖アントニウスはアントニウス農場の農産物と加工品を使う三つのカフェとレストランを中心市街地にオープンしている。

設立当初から現在まで一〇〇年間にわたって、聖アントニウスはフランシスコ修道院から援助を受けてきた。しかし、近年では修道士の高齢化が進み、修道院の存続が危ぶまれていたため、二〇一六年に聖アントニウスがそのセミナーハウスを後継した。修道院の食堂と庭園、テラスは、フルダ郡内の多くの企業と市民の寄付金により、祝宴の場やビガーデン、カフェテラスへと改修された。そこではアントニウス農場の農産物を使った料理と洋菓子、農場の麦で醸造した地ビールが提供されている。フルダのシンボルである丘の上の修道院は、廃墟になることなく、農福連携によって市民に開かれた場となったのである。

(2) アントニウスが目指すインクルーシブな社会

聖アントニウスが経営する一連の事業所がつくるアントニウス・ヒューマン・ネットワークでは、一〇〇〇人の障害者と健常者、六〇人の職業学校生、一六〇人の研修生が働いている。また、三〇〇人の市民、大学入学待

機をする七〇人の青年がボランティアで取組を支えている。

アントニウス・ヒューマン・ネットワークには多くのパートナーがいる。例えばアントニウス農場は地域の農場とパートナーとなり、互いに生産活動を補助している。その他にもアントニウス・ヒューマン・ネットワークは、農村観光の飲食業、地域の中小企業、様々な組織とパートナーになっている。このネットワークを通じて障害者が福祉施設外で実習したり、一般就労へ移行したりする機会を得ている。小さな取組を積み重ねることによって、インクルージョンの理解者と実践者を地道に増やしている。

アントニウス・ヒューマン・ネットワークのパートナー企業・組織は、製パン業、製粉所、農場、地域ブランド組織、乗馬クラブ、ミネラルウォーター製造所、レストラン、カフェ、パーキングエリア、スーパーマーケット、工具販売業、流通業、家具製造所、製材所、ユースホステル、商業学校、シュタイナー学校、商業高校、幼稚園、老人福祉施設、市町と多様である。

ドイツでは職業が職業訓練と、その修了後に取得する国家資格と密接に結びついている。多くの障害者にとって一般の国家資格の取得はハードルが高い。アントニウス・ヒューマン・ネットワークは手工業会議所や商工会

議所、商業高校と連携して、インクルーシブな職業訓練と国家資格取得のシステムを構築中である。この新しいシステムはドイツでも先駆的で、全国から注目されている。

例えば調理師になるためには衛生管理、野菜の調理、肉・魚の調理、食品保存、調理器具の取扱、献立作成、価格設定、食材購入計画、調理計画、配膳計画、客席計画等を三年間かけて学び、最後に国家試験を受けて資格を取得しなければならない。

一方、アントニウスが準備を進めるインクルーシブなシステムでは、障害者が個性に合わせて前述の分野を選択制で学び、分野に限定した国家試験を受けることを想定している。一般的には、就職後に職業訓練で習得した技能の一部しか使わない。新しいシステムではドイツの資格社会における職業観を否定せず、その文化的な背景に馴染む形で、障害者の一般就労を促進できると期待されている。

アントニウス・ヒューマン・ネットワークの取組からは、地域内外の多様な主体がセクター、専門分野、立場を超えてネットワークすることで「インクルーシブな社会に必要な、誰もがその能力をいかしてフェアに働ける仕組みづくり」にむけた議論が喚起され、実践されること分かる。

4 ドイツの農福連携と有機農業

アントニウス農場はヘッセン州で最大の有機農業を行い、有機農業連合会のビオランドに所属している。一方、フレッケンビュール農場はデメターに所属している。アントニウス農場のリンツ氏によると、ドイツでは「農福連携」に取り組む福祉施設の九割が有機農業を営んでいる。アントニウス農場が有機農業を営む理由には、環境と生命、社会の持続可能性を重視するキリスト教の文化的な背景があるという。人の営みは、神が創造した生命体の保全に責任を負うと考えられている。農場にはアニマルウェルフェアに配慮した近代的な畜舎があり、糞が敷き詰められ、家畜が放し飼いされている。有機農業を通じた生産品の高付加価値化は、経営上のメリットもなっている。

ドイツでは有機食品の需要が高く、民間の有機農業連合会が活発に活動し、行政支援も充実している。ドイツの有機食品業団体BÖLWによると、二〇一七年現在ドイツの農業における有機農業の割合は、経営では約一％、農地では約八％である。有機農業の経営数は二〇年間で約三・七倍に、農地面積は約三・五倍になっている。有機農業が拡大する背景には、有機農産物、加工食品、飲料を含む有機食品市場の拡大がある。

有機農業の農産物、加工品、テキスタイルのブランドディングと販売を手がけるドイツ企業のアルナトゥラ (Alnatura) は、有機農業が障害者の仕事として適していることを企業のホームページに記している。

「規則正しい作業を安心してこなすことで自信がつき、生き物を扱うことで意義を見いだせる。また、身体を使う作業は良い運動になり、自らが生産した農産物を販売すると労働の成果を実感できる。工夫して働き、仲間と課題を克服することで、自立して働く力が備わる。有機農業には多様な作業があるので、各自がその個性に合った仕事を担当できるのがメリットである」

5 おわりに

アントニウス農場のリンツ氏は次のように述べている。

「ドイツでは、障害者の権利に関する条約の実施にあたり、障害者を受け入れるイニシアティブ（同じ志を持つ人々のグループ）が数多く誕生した。過去には特別な支援を必要とする障害者が、専用の福祉施設に入所するしかなかったことがある。今日では企業規模の大小に関わらず、企業が障害者を受け入れることができる。企業に課せられる要求は、極力減らされる傾向にある。障害者を中心となって、進学したい学校、働きたい就職先、

暮らしたい場所や暮らし方を選ぶことができる。

農業や園芸の分野では、それぞれの障害者が、個性にぴったり合う仕事を見つけることができる。そのため、農業経営を安定的に維持できる。このような経営体は、障害者の就労のみならず、依存症を克服しようとしている人々、社会にうまく馴染めない青少年、触法者の支援にも尽力している」

本稿で紹介した二つの農場は直売所、食堂、カフェを軸に地域のネットワークを構築している。フレックゼンビュール農場は、会議場、セミナールーム、食堂をEUのLEADER事業の拠点として地域内外の人々に提供し、自らもメンバーとなって農村振興プロジェクトに取り組んでいる。一方、アントニウス農場は、アントニウス・ヒューマン・ネットワークの一員として多様な主体と連携しながら「インクルーシブな社会に必要な、誰もが能力をいかしてフェアに働ける仕組みづくり」に取り組んでいる。ドイツの二つの農場の取組からは、農福連携のネットワークが、地域の多様な主体を取り込みながらさらに広がり、持続可能な農村振興のためのネットワークへと成長する姿が見られた。

穀物輸入…将来を見据えた調達戦略の再考を

宮城大学教授 三石 誠司

はじめに

一極集中と多様性は全く正反対のベクトルを持つが、現実には双方が用いられている。一般に、短期的・一時的な競争力確保には一極集中が効果を発揮することが多いが、長期的・持続可能性という点を考慮すると多様性が強いと考えられている。ただし、これらの用語の時間フレームは各分野により異なるため、一律的な判断は危険である。

本稿の目的は、過去二〇年間（一九九〇～二〇一八年）の我が国の穀物・油糧種子輸入が、国別にどう変化してきたかの検証である。その上で、若干の考察と私見を述べる。

なお、事前知識として、我が国の穀物・油糧種子の輸

入数量合計を毎年概ね三千万トンと理解しておくことは重要である。単純計算では二〇年間で六億トンになる。主要三品目（小麦、トウモロコシ、大豆）の二〇年間の現実の輸入数量合計は五億トンを超える。これを踏まえた上で、以下、順次検討を行う。

1、小麦

過去二〇年間の輸入数量合計は一億一、二四七万トンである。国別の内訳は米国六、二〇九万トン（五五％）、カナダ二、七八二万トン（二五％）、豪州二、一一九万トン（一九％）、その他一三六万トン（一％）である。一言で言えば、米国とカナダで八割、豪州が残り二割、となる。

年度別の割合推移は図1である。年ごとのわずかの変

図1 小麦の国別輸入割合（％）の推移

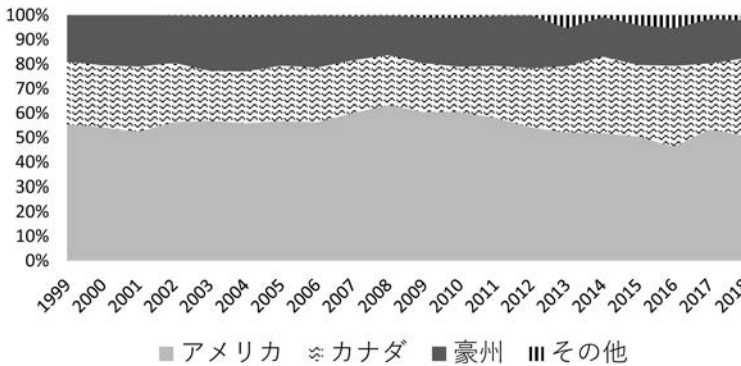
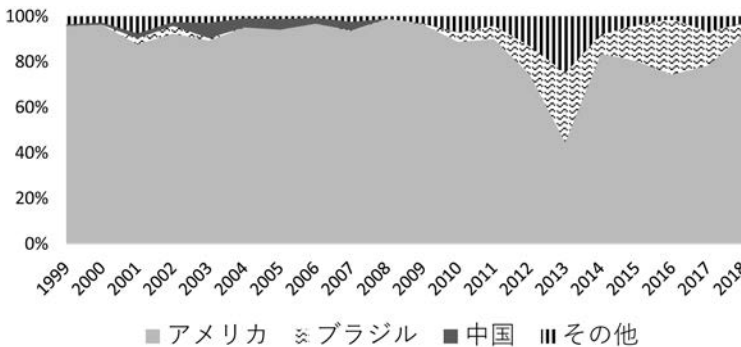


図2 トウモロコシの国別輸入割合（％）の推移



出典：図1、図2とも農林水産省資料より筆者作成。

動はあるが主要三か国（米国・カナダ・豪州）のウエイ
トは過去二〇年間、ほぼ一定している。
難点を言えば、輸入の八割を占める米国・カナダがい

ずれも北米のため、同時期に気候変動等の影響を同時に
受けやすい。その点では南半球かつ我が国への輸送距離
も比較的近い豪州が二割程度のシェアを占め補完的供給
者としての役割を担っている。

さて、日本だけを見ると落ち着
いているが、実は世界の小麦貿易
は過去二〇年間に大きく変化して
いる。途上国の経済成長とそれに
伴う生活水準の向上、さらにパン
やパスタ等、小麦ベースの食品の
普及により、二〇年間で小麦の貿
易量は七千万トン以上伸びてい
る。中でも東南アジア諸国とサハ
ラ以南アフリカでの輸入増だけで
小麦貿易量の伸びの半数以上を占
める。これに続くのが中東地域で
ある。東南アジアは伝統的にはコ
メの生産・消費地域だが、小麦の
国内需要が急速に伸び、その対応
として輸入増加があると考えて良
い。輸出国から見れば成長著しく
魅力的なマーケットである。

さらに、対日輸出では先の三か

国しか見えないが、現在ではロシア、ウクライナ、EUが小麦の大生産・輸出国として着実な地位を築いている。我が国は米国産小麦が輸入の半分強を占めるが、世界のマーケット・シェアでは米国産は二〇年前の三割弱からほぼ半減しており、代わりにロシア、ウクライナ、トルコなどの黒海沿岸諸国やカザフスタンなどが安価で良質な小麦輸出国として頭角を現している。我が国への輸出という点では生産や品質の安定性、輸送経路などのインフラ、そして価格競争力が今後の課題であろう。

いずれにせよ、世界のマーケットでは米国・カナダ・豪州という伝統的な小麦輸出国と新興輸出国との間で熾烈な競争が既に始まっている。現在の主戦場は東南アジア、アフリカ、中東だが、近年は中国も小麦の輸入国として台頭し始めているため今後の小麦をめぐる貿易競争は益々激化することが見込まれている。

2、トウモロコシ

過去二〇年間の輸入数量合計は三億一、八八〇万トンである。内訳は米国二億七、九三五万トン（八八％）、ブラジル一、九四四万トン（六％）、中国四七三万トン（一％）、その他一、五二七万トン（五％）である。年度別の割合推移は図2のとおりである。

トウモロコシは圧倒的に米国産が中心だが、その理由

は米国中西部のコーンベルトから輸出境のある南部や西海岸まで、ほぼ完璧に整備されたインフラによるところが大きい。生産地から輸入国までの国際的なサプライチェーンそのものが、価格だけでなく品質管理や輸送面でも圧倒的な競争力を持っているからである。

経年変化で見ると、二〇〇〇年代までは中国産トウモロコシの輸入が日本海側を中心に距離的メリットを享受した時期があったが、二〇一〇年代以降はブラジルのトウモロコシ生産量が伸びるにつれて同国からの輸入量が伸びている。ただし、日本から見た場合、米国産に比べると生産国内での集荷・輸送システムの状況や、輸送距離の問題等が課題であり、米国産が順調な時にはいまだ十分な競争力を持ち得ていない。

過去二〇年間で最も特徴的な事例は、二〇一二年夏の米国の歴史的干ばつとその影響である。この年、米国産トウモロコシの生産量は前年比△一三％（△四、一四九万トン）の大減産となり、価格も大暴騰し、二〇一二年八月二日には九月限で一ブッシェル当たり八・三一ドル1/4セントという史上最高値をつけている。米国内では飼料用需要、工業用需要等が堅調なため、しわ寄せは輸出数量の四割減という事態へと及んだのである。その結果、米国の減産を中国、ロシア、アルゼンチン、ウクライナなどが補うこととなった。

我が国のトウモロコシ輸入も翌二〇一三年には合計一、四四〇万トンのうち米国産は六四五万トン（四五％）、ブラジル四三八万トン（三三％）、その他三五八万トン（二五％）と、期せずして三分割された形となったが、翌年には再び米国産中心に戻っている。

振り返れば、この年の最大の教訓は、いざという時、一年であれば“ブラジル産トウモロコシにより日本の総需要の三分の一程度は代替可能ということが実証されたことである。因みにこの二〇一三年、米国、ブラジルに次ぐ輸入量を誇った国は南アフリカ共和国（七三万トン）、ウクライナ（六七万トン）であり、その他（二一八万トン）を含め、世界中からかき集めた形となっている。

よって、メインを米国、何かの時のための代替をブラジルという位置づけが妥当なところであろうが、最近ではブラジルの国内需要も急速に伸びてきているため、輸出余力（過去五年間で二、一〇〇〜三、五〇〇万トンと変動している）については注視しておく必要がある。

3、大豆

過去二〇年間の輸入数量合計は七、六〇八万トンである。内訳は米国五、五六六万トン（七三％）、ブラジル一、一九七万トン（一六％）、カナダ六〇三万トン（八

％）、その他二四二万トン（三％）である。年度別の割合推移は図3のとおりである。大豆の輸入数量は二〇〇〇年代前半までは年間五〇〇万トン水準だったが、現在では三〇〇万トン強に低下し、二〇一八年には三二四万トンとなり、代わりに搾油原料として本稿では対象としていない菜種が二三四万トン（九割）が増加している。

世界貿易の観点から大豆を見た場合、過去二〇年間の最大の変化は、南米諸

国から大豆の輸入が増加している。

図3 大豆の国別輸入割合（％）の推移

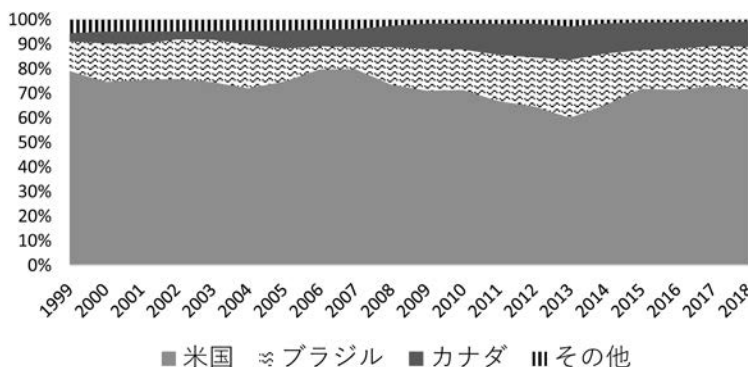
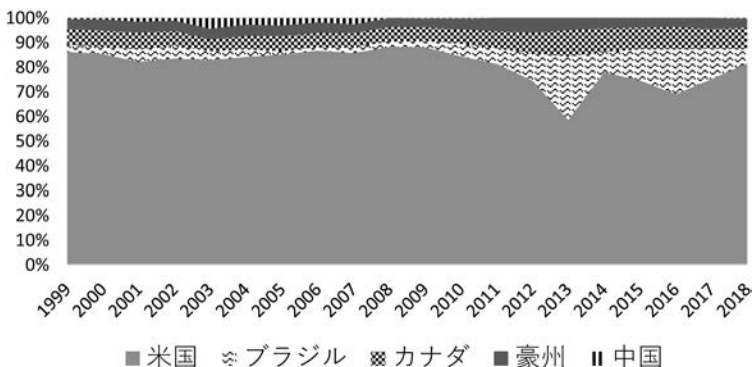


図4 3品目合計の国別輸入割合の推移



国（ブラジル・アルゼンチン・パラグアイ）の生産量と、中国の輸入量、これらいずれもが劇的に増加した点である。

一九九九年当時、世界の大豆生産量は一・六億トンで米国が七、二二万トン（四五％）を占め、南米三か国の生産量合計は五、八一〇万トン（三六％）、これらの国々の輸出入合計は四、六三万トンであった。当時の中国の大豆輸入数量は年間一、〇一〇万トンである。

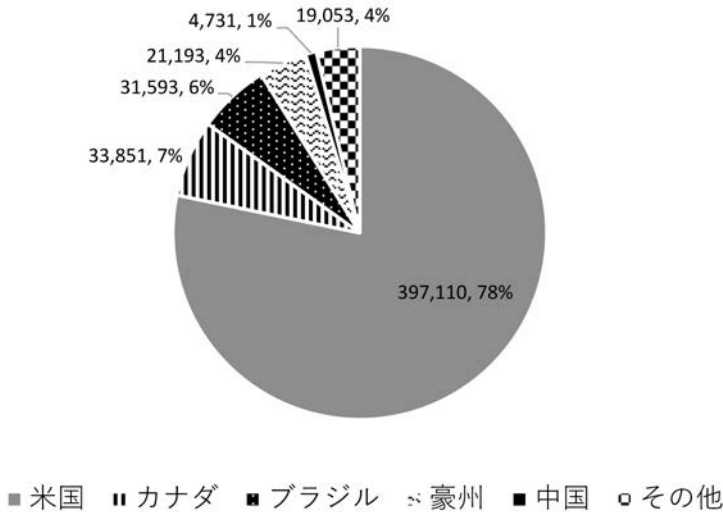
二〇一九年の現在、世界の大豆生産量は三・六億トンで米国は一・二億トン（三四％）、南米三か国の生産量合計は一・八億トン（五〇％）である。これらの国の輸出入合計は一・五億トンに達し、中でも中国の輸入量は直近（一九年五月）の見通しこそ八、七〇〇万トンだが、二〇一七／一八年には九、四〇九万トンに達している。もちろん、大豆は豆そのものの輸入だけでなく、大豆油や大豆粕としての取引もあるが、米国の輸出国としての相対的な地位の低下と南米の台頭、そして中国の輸入量の爆発的増加は今や世界的な大豆貿易の流れを大きく変えている。

4、三品目の合計

これに対し、日本は年間三〇〇万トン強の輸入数量（中国の三〇分の一）であるため、世界的に見た場合、購買における競争力云々の議論は率直なところ、ほとんど蚊帳の外と言っても良いであろう。

以上の数字（主要三品目）を単純に合計し、国別の構成比を見ると、過去二〇年間で我が国が輸入した穀物・油糧種子の合計数量は約五億トンとなる。内訳は、米国が三億九、七一一万トン（七八％）で圧倒的であり、これにカナダ三、三八五万トン（七％）、ブラジル三、一五九万トン（六％）、豪州二、一一九万トン（四％）、中国四七三万トン（二％）、その他一、九〇五万トン（四％）と続く。割合推移は図4のとおりである。

図5 過去20年間の我が国の主要穀物・油糧種子
国別輸入割合（単位：千トン、%）



出典：農林水産省資料より筆者作成。

総括すれば、過去二〇年間にわたる我が国の穀物・油糧種子の輸入は総輸入量の八割以上を占める主要三品目をみる限り、輸入数量の八割が米国産であることが明らかとなった。これが図5である。

さらに、三品目の中で米国への依存度が最も高い品目はトウモロコシ（八八%）であり、次いで大豆（七三%）、そして小麦（五五%）である。トウモロコシの依存度が高い理由は、生産地から需要地までの一貫したインフラであり、これは大豆も同様である。

ただし、大豆は世界的な視点から見ると南米三か国の生産量と輸出量が劇的に伸びており、急増する中国の輸入数量に対応している。そうした中で我が国の大豆輸入数量は米国中心ではあるものの緩やかに数量自体は低下傾向にある。

小麦は、米国とカナダで総輸入量の八割を占め、豪州が残りの二割を占める形で今のところうまく分散化されている。しかしながら、こちらも途上国の経済成長に伴う食生活の変化の影響で、我が国の外では貿易量と仕向け先（輸入先）の大きな変化が起きていることに留意しておく必要がある。

考察と若干の私見

まとめとして、いくつかの留意点を記しておきたい。

第一に、本稿の依頼を受けた際、特集のテーマとして知らされたものは「一極集中の危うさ」である。対象は種子やエネルギーシステム、畜産物の産地特化などから政治に至るまで、一極集中にはメリットとデメリットが存在する。編集部がこうした状況に対し、危機感を持ったことはよくわかる。穀物貿易の実務に長年携わってきた筆者としては、そうは言っても米国への依存度はかなり高いことは直感的に分かったが、一定の期間を対象に厳密に数字でまとめておく良い機会と考え、引き受けた次第である。

手元の資料が過去二〇年程度であったため対象期間に限られてはいるが、理解すべき傾向は明確になった。時間と手間が許せば、一九四五年以降、あるいは国際穀物貿易が世界的な注目を浴びた一九七二年以降の全てのデータを集めれば傾向はより明確になる。筆者自身の若干の経験を踏まえて言えば、少なくとも一九八〇年代以降一九九九年に至る二〇年間も、今回の検討内容とそれほど変わりはないと考えられる。ただし、これは厳密なデータを確認したものではなく、あくまでも筆者自身がトウモロコシを中心とした穀物輸入に携わってきた経験からのものであることを再度述べておく。

第二に、その場合、現在の日本の穀物・油糧種子の輸入システムはほぼ半世紀にわたり累積的な努力により構

築されてきたことを理解しておく必要がある。冒頭で時間フレームということを述べた。様々な制約条件が存在した中で、約半世紀にわたり競争力を持ちつつ機能した仕組みそのものを現実としてしっかりと評価しておくことは必要と考える。

例えば、約三万点の部品を用いて一七～一八時間で一台の完成車を作り上げるような自動車製造工場と異なり、穀物・油糧種子の作付け・生産・収穫・輸送・輸出・輸入といった一連のサイクル・タイムは著しく長い。サイクル・タイムの長い農産物を対象にしたサプライチェーンを国際的なレベルで構築するにはとてつもない資金と時間、ノウハウが必要であるということだ。そして、それが可能になるには実需者の強力なニーズが不可欠である。日本の場合、高度経済成長期を経て向上した生活水準の中で、国内の食肉需要が増加し、それが飼料穀物や搾油用油糧種子の輸入増加へとつながり、その安定性を確保するために時間フレームの大きなサプライチェーンが構築されてきたのである。

これと同じことが現在東南アジアやアフリカで起こりつつあるし、最も顕著な例は本稿でも述べたように南米の大豆生産と中国による大豆輸入の新たな仕組みである。直接我が国に関わらないため余り知られてはいないが、一九七〇～九〇年代に我が国が構築したシステムと

同様、中国は油糧種子全体で約九、四〇〇万トン、粗粒穀物が約一、五〇〇万トンという年間一億トン以上の穀物・油糧種子を輸入するシステムを国内外に構築できているということだ。このレベルになると一極集中が多様化などではなく、まずは絶対量の確保というマネジメント上、別の課題が生じる点は想像に難くない。

最後に第三として、我が国は今後、穀物・油糧種子の輸入においてどのような姿勢で臨むべきか、という点で私見を記しておきたい。結論を言えば、穀物・油糧種子の輸入に関する限り、輸入先をいたずらに多元化することの方が基本的なリスクは高いと考える。

率直なところ、米国・カナダ・豪州におけるインフラと品質、そして何よりも既に長年の取引に基づく信頼関係が十分に構築されている。これらに加え、少子高齢化と人口減少が見込まれる今後の日本においては、より確かな取引先から安定的に高品質なものを必要量だけ輸入する方が実需者のニーズにも合致している。数量的にも予想が可能である。

だからといって何もしなくて良い訳ではない。トウモロコシで言えば、一九九〇～二〇〇〇年代にかけて毎年のように中国産トウモロコシが小規模な本船で日本海側の港湾を中心に入港した。今後、中央アジア諸国やロシアの沿海州などから小麦や大豆などが輸出可能になれ

ば、日本の全需要を賄うことは不可能でも、北海道や日本海側では一時的に非常に魅力ある選択肢が増えることにもなる。これは価格交渉等においても米国・カナダ・豪州等への良き牽制にもなるであろう。

将来的に日本の総需要が少なくなるということは、悪いことばかりでもない。絶対量を確保することが至上命題である中国とは異なり、それなりの余裕を持った選択肢を持つことが可能になるということでもあり、供給側も少ない数量であれば対応可能ということにもなる。こうした形で、国内需要の実情に応じた調達戦略を構築すれば十分であろう。

【参考文献】

農林水産省「農林水産物輸出入概況」一九九九～二〇一七年の各年を参照。

農林水産省「農林水産物輸出入情報 平成三〇年一二月分」の累計数字を使用。

米国農務省「Grain: World Markets and Trade」及び「Oilseeds: World Markets and Trade」の二〇〇一年四月版以降、二〇一九年二月版までを適宜参照。

三石誠司「二〇年で激変した世界の小麦貿易」Agrio、〇一三三三号、二〇一八年一二～一三頁。

漁船漁業の省エネには「エコ運航」がお勧めです

国立研究開発法人水産研究教育機構
水産工学研究所業務推進部 研究員

明田 定満

漁船漁業の省エネ化に向けた取り組み

平成二〇年七月一日、国内の沿岸漁船の大半を占める約二〇万隻が史上初めて一斉休漁を行った。原因は漁船の燃料油価格の高騰である。平成二〇年当初より、漁船の燃料油となる産業用A重油価格が高止まりしており、漁船漁業の省エネ化は喫緊の課題となっていた。特に、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業、かつお一本釣漁業、沖合底曳網漁業等では生産コストに占める燃料費の割合が高く、燃料油価格の高止まりは漁業経営に深刻な影響を及ぼしていた。

漁船漁業の経営の健全化や安定化のためには、燃料消費量の削減を図る省エネ型、採算を重視する省コスト型の漁船漁業への転換が必要不可欠である。そのため、水

産研究・教育機構では、漁船漁業の省エネ対策の現状とエネルギー消費のあるべき姿を検討し、漁船漁業の省エネ化に向けた提言を取り纏めるとともに、既存漁船に適用できる省エネ技術を整理した冊子「漁船漁業の省エネルギー」を作成し配布した。提言の取り纏め以降も、漁船漁業の省エネ方策の普及を図る冊子「漁船漁業の省エネルギーに向けて」や漁船操船者用パンフを作成するとともに、漁業種や船型に応じた減速運航による燃料消費量削減効果推定ソフト「Dr.省エネ」を公開し、漁船漁業の省エネ化の普及に努めてきた。

本稿では、漁船漁業の省エネ方策のうち、漁業者自身が実施可能で、特別な設備や経費を必要としないソフト的な方策について、参考文献から抜粋し要約した内容を報告する。

図1 沿岸小型漁船

上：半滑走型漁船、下：排水量型漁船



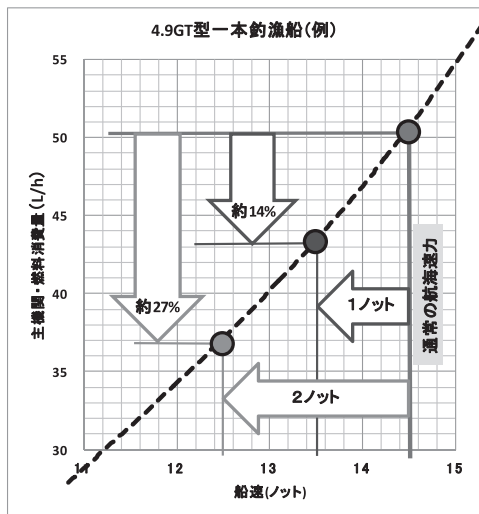
漁船漁業の省エネには「エコ運航」が重要

(1) 航行速度は抑えめに

総トン数二〇トン未満の沿岸小型漁船は、滑走型もしくは半滑走型漁船に、総トン数二〇トン以上の漁船は排水量型漁船に概ね分類できる(図1)。

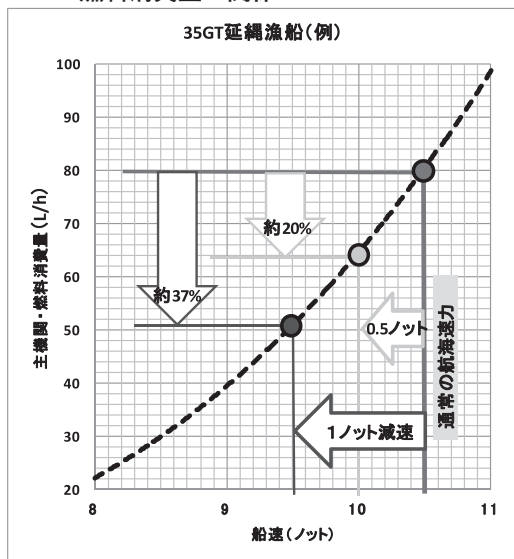
総トン数二〇トン未満の沿岸小型漁船の場合、通常の航行速度より減速して航行すると燃料消費量はかなり減少する。四・九トン一本釣漁船では一四・五ノットから一三・五ノットに減速した場合、時間当たりの燃料消費量を約一四％、船速を二ノット減速した場合、約二七％

図2 4.9トン型一本釣漁船の船速と時間当たりの燃料消費量の関係



の削減が期待できる(図2)。但し、減速すれば航行時間が増加するため、往航復航を含めた作業時間を一定とすれば漁場の滞在時間が短くなること、漁場の滞在時間を一定とすれば、往航復航を含めた作業時間が長くなることに留意する必要がある。また、同規模同一漁業種であっても、船型や通常航行速度が異なると、減速航行による燃料消費量の削減効果は異なる。例えば、全長一〇二〇m程度で通常航行速度が一六・二ノット程度の半滑走型漁船では、通常航行速度から一ノットあるいは二ノット減速すると、図2の事例と同様の燃料消費量の

図3 35トン延縄漁船の船速と時間当たりの燃料消費量の関係



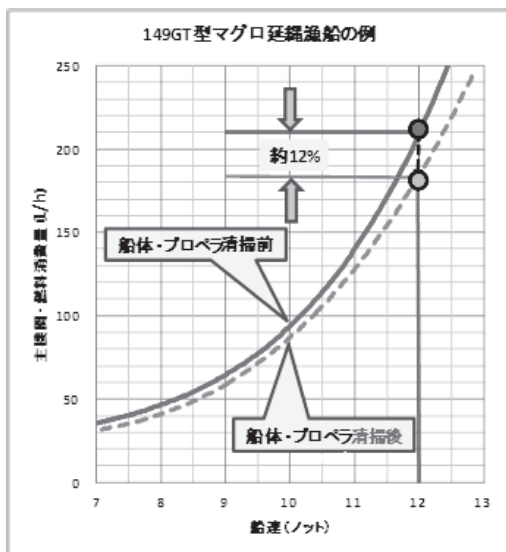
削減が期待できる。

総トン数二〇トン以上の漁船の場合、僅かな減速でも大幅な燃料消費量の削減が期待できる。三五トン延縄漁船の場合、航行速度を一〇・五ノットから一〇ノットに〇・五ノット減速した場合、時間当たりの燃料消費量を約二〇％、一ノット減速した場合、約三七％の大幅な削減が期待できる（図3）。

(2) 定期的に船底・舵・プロペラを清掃する

新造時やドック直後は、船底、舵、プロペラは綺麗な

図4 船底清掃効果（149トンマグロ延縄漁船）



状態であるが、貝類、海藻、汚れが付着して船体抵抗の増加やプロペラ推力の減少を招くため、定期的に船底や舵、プロペラの清掃は燃料消費量の削減に繋がる。一四九トンまぐろ漁船を対象にした清掃効果の調査例では、船速一二ノットと比較すると、時間当たりの燃料消費量を約一二％削減することが期待できる（図4）。

(3) 不要な積荷は降ろし、船を軽い状態にする

漁船の重量は新造時に比べて、年々増加する傾向にある。船から普段使用しない漁具や機材を降ろし、燃料の

積込量や予備品を必要最小限にするなど、漁船の重量を出来るだけ軽い状態（軽荷状態）に保つことが省エネの観点から有利である。漁船の重量は船速とその船速を得るために必要な推進馬力と密接な関係があり、船速を一定とすると、船の重量が増すほど必要となる推進馬力は増加する。言い換えれば、不要な積荷を降ろして船を軽くすれば、推進馬力の低減に見合った燃料消費量の削減が期待できる。重量削減率と燃料消費量削減率の関係（図5）から、漁船の重量を5%程度削減できれば、三〇五%の燃料消費量の削減が期待できる。

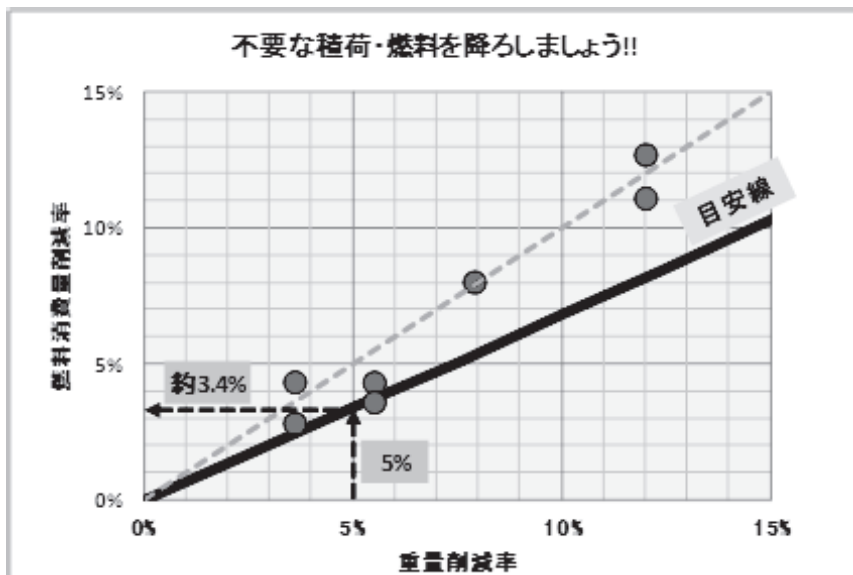
謝 辞

本稿は、水産研究・教育機構の交付金課題及び開発事業連携強化プロジェクト課題による成果であることを付記するとともに、漁船漁業の省エネを促す冊子やパンフの作成に当たり、助言や協力を戴いた関係機関、関係各位に対して謝意を表する。

参考文献

溝口ら：漁船漁業の省エネにはエコ運航がお勧めです!!、水産工学、第五一卷第二号、pp.171-176、2014。

図5 重量削減率と燃料消費量削減率の関係



編集後記

思えば三年前、外国首脳のトップを切ってトランプ次期大統領（当時）の自宅があるニューヨーク・トランプタワーに乗り込み、トランプ氏と握手を交わした安倍首相は、その日以来、特別な友情を得たようです。

先月、新天皇即位後初の国賓として来日したトランプ大統領と五回目となるゴルフを楽しみ、さらに、柝席に持ち込んだ椅子に座って共に大相撲を観戦。大統領は優勝力士に「大統領杯」を授与して得意満面でした。炉端焼き店ではじゃがバターや、ブロッコリーとニンジンが添えられた和牛ステーキなどを楽しんだそうです。

トランプ大統領はこうした異例の“もてなし”に大満足。帰国後、日本は「安倍総理大臣というすばらしい指導者のいる偉大な国だ」とツイートしてくれました。

こうまで厚い友情に支えられた日米「首脳」関係は一点の曇りもありません。日米貿易交渉に関し、二六日のゴルフ直後、大統領は「多く（の成果）は七月の選挙まで待つ」とツイート。七月の参院選で安倍首相に逆風が吹かないよう手を差しのべました。二七日の首脳会談でも大統領は「おそらく八月に両国にとって素晴らしいことが発表されると思う」と発言。参院選への配慮を念押ししてくれました。

ところで、昨年九月の日米共同声明には「日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること」を両国は「他方の政府の立場を尊重する」と記載されています。

安倍首相は、大統領への歓待が効き目があったと確信し、共同記者会見では「日米共同声明を大前提に、日米双方にとってウィンウィンの合意とする」と述べ、日米貿易交渉で農産物に関してはTPPと同水準の関税引き下げ・撤廃が限度だとしました。

ところがどっこい、トランプ大統領はそこに割って入り「TPPなんか関係ない。米国は何にも縛られない」と言い放ちました。トランプ大統領にとっては、来年一月の大統領選での再選に向け、米国中西部や南部の自動車産業労働者、農家からの支持が重要です。「TPPは米国の自動車産業を破壊する」と強調し、自動車や同部品でTPP並みの関税撤廃を受け入れる可能性を全否定しました。日本が今後農産物の協議を渋れば、「協議中は声明の精神に反することはしない」と棚上げしていた日本車の追加関税の発動懸念も一気に浮上し、またぞろ農産物が“生け簀”に差し出される恐れ大です。

不思議なのは、安倍首相が大統領の発言に一向に反論しなかったことです。真の友情関係は、言いにくいことも相手に直言できる関係だと思うのですが。（花村）